
沼田町

第2期 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

北海道 沼田町

■ 目 次 ■

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 計画の対象	4
5 他計画との整合性の確保	4
6 計画の策定体制	5
第2章 沼田の子どもをめぐる現状	
1 各種統計データからみた現状	8
2 児童人口の状況	14
3 教育・保育の状況	16
4 アンケート結果からみた保護者の状況と意向	19
5 課題の整理	28
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の理念	36
2 基本的な視点	37
3 基本目標	39
4 施策の体系	42
第4章 施策の推進	
基本目標 1 地域における子育て支援の充実	49
基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	64
基本目標 3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	69
基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	82
基本目標 5 仕事と家庭との両立の推進	85
基本目標 6 子どもの安全確保	88
基本目標 7 特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進	92
第5章 事業量の見込みと確保方策	
1 教育・保育提供区域の設定	104
2 教育・保育提供実施期間の設定	104
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	105
4 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	107
第6章 計画の推進体制	
1 推進体制整備と関係機関との連携体制	122
2 計画の達成状況点検及び評価	122

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

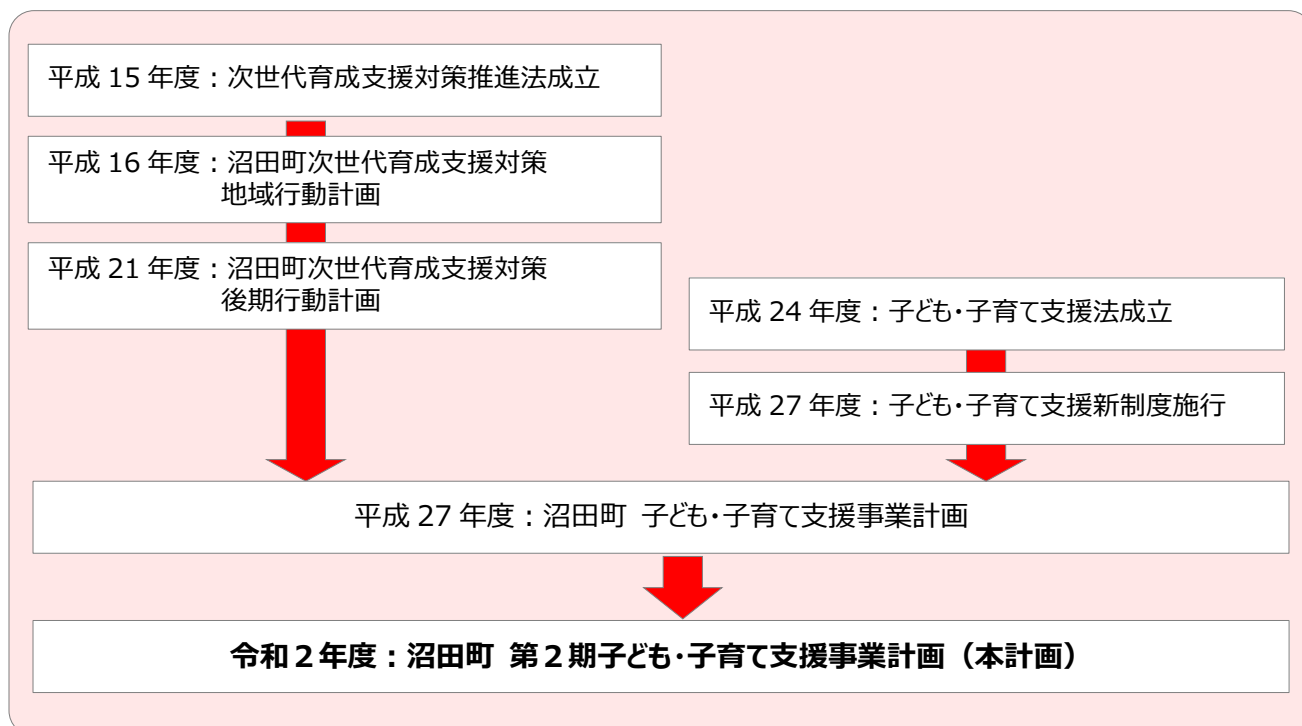
わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化が進むとともに、総人口についても減少が続いています。また、核家族化の進行や、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されています。

こうした中、国は、少子化対策として、平成 15 年度に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な施策を推進してきましたが、少子化の進行に歯止めがかかることはなく、都市部における待機児童の深刻化、子育ての孤立感・負担感の増加など、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。

沼田町では、子ども・子育て関連 3 法に基づき平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」の給付・事業を計画的に実施するため、「沼田町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期の保育・教育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域における子ども・子育て支援事業を展開してきました。

本計画は、令和 2 年 3 月末をもって終了することから、本町では、町民の意向やニーズを次期計画に反映するため、子育て支援に関するアンケート調査を実施するとともに、本町の現状と課題を分析・整理し、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間の計画期間とした「沼田町 第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■ 関連法制度の変遷と本町における関連計画の策定状況



2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条が法的な策定根拠となります。

また、本計画は、第 6 次沼田町総合計画の子ども・子育て支援に関する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもとその保護者が本町で安心して子育てを行えるよう支援するとともに、町民が子育てについて理解を深め、家庭、地域、幼児教育・保育の現場、学校、事業者と行政、関係機関などが相互に協力し、一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

また、本町における子ども・子育てを取り巻く環境の変化に合わせ、子ども子育て会議等の場で本計画の点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うことで、本町における乳幼児期の保育・教育と子ども・子育て支援事業の着実な推進をめざします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
子ども・子育て支援事業計画〔第 2 期〕									
本計画の点検・評価				次期計画 の策定	子ども・子育て支援事業計画〔第 3 期〕				

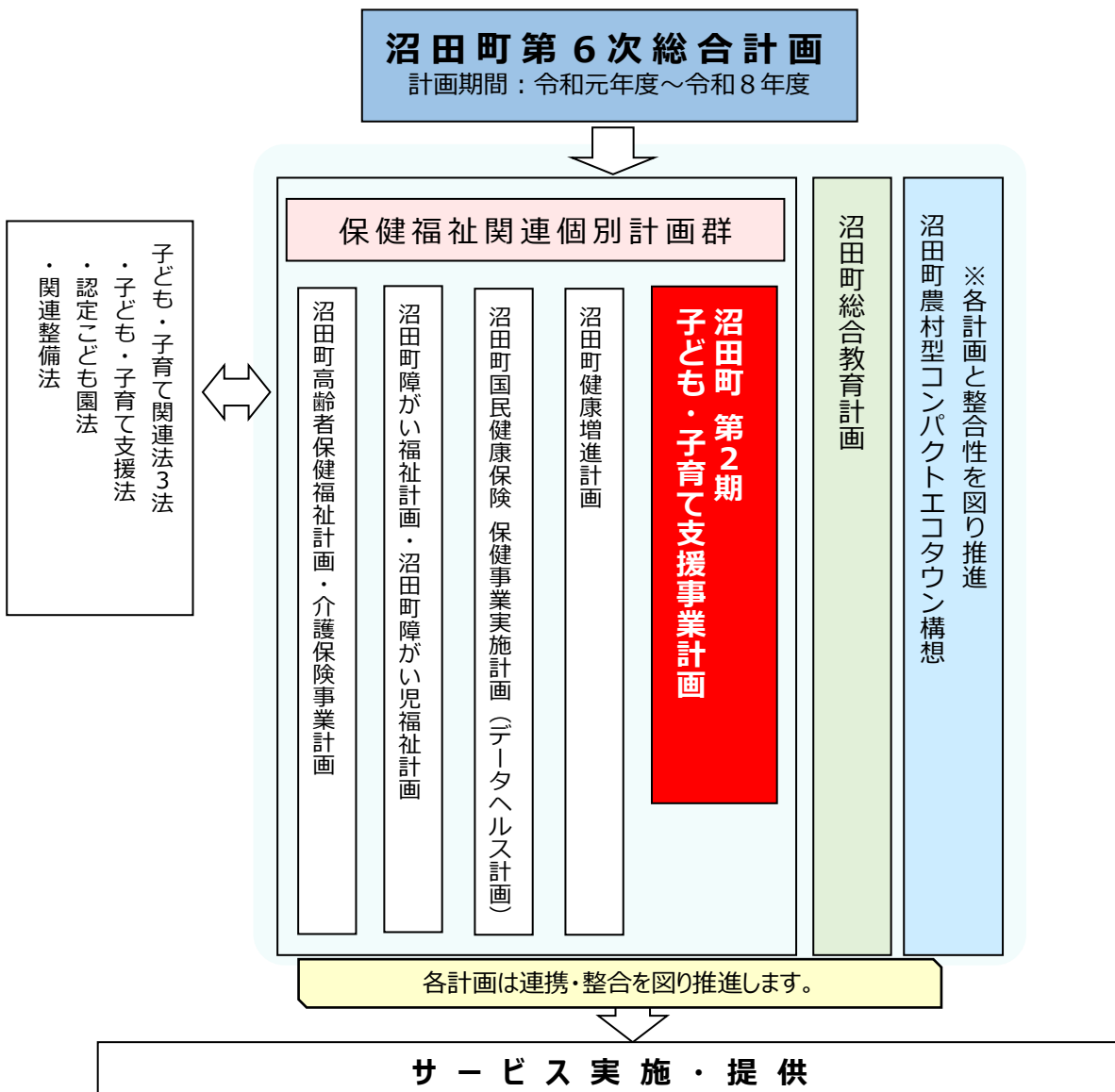
4 計画の対象

本計画は、障がい・疾病・虐待・貧困など社会的に支援の必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人・団体などが対象となります。

主となる対象は、妊娠・出産期の親子から、学童期までの子どもと子育て家庭としており、また、子ども・子育て支援法が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を主な内容としています。

5 他計画との整合性の確保

本計画は、第1期の「沼田町子ども・子育て支援事業計画」を継承するとともに、「沼田町第6次総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「第1期 沼田町障がい児福祉計画」などの関連する保健福祉関連個別計画等との整合を図っています。



6 計画の策定体制

(1) 沼田町子ども子育て会議の開催

本計画の策定にあたり、関係者の参画と町民のご意見をいただくため、子育て当事者・子育てに関わる関係者で組織される「沼田町子ども子育て会議」を開催しました。

沼田町子ども子育て会議は、「子ども・子育て支援法」で市町村に設置を促された「審議会その他の合議制の機関」に準じる機関として、当町における子ども・子育て全般について協議を重ね、委員からの意見を計画に反映しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況・サービスの利用状況と利用希望など、子育てに関するニーズ・意見等を把握するため、就学前児童及び小学生のいる全世帯を対象としてアンケート調査を実施しました。

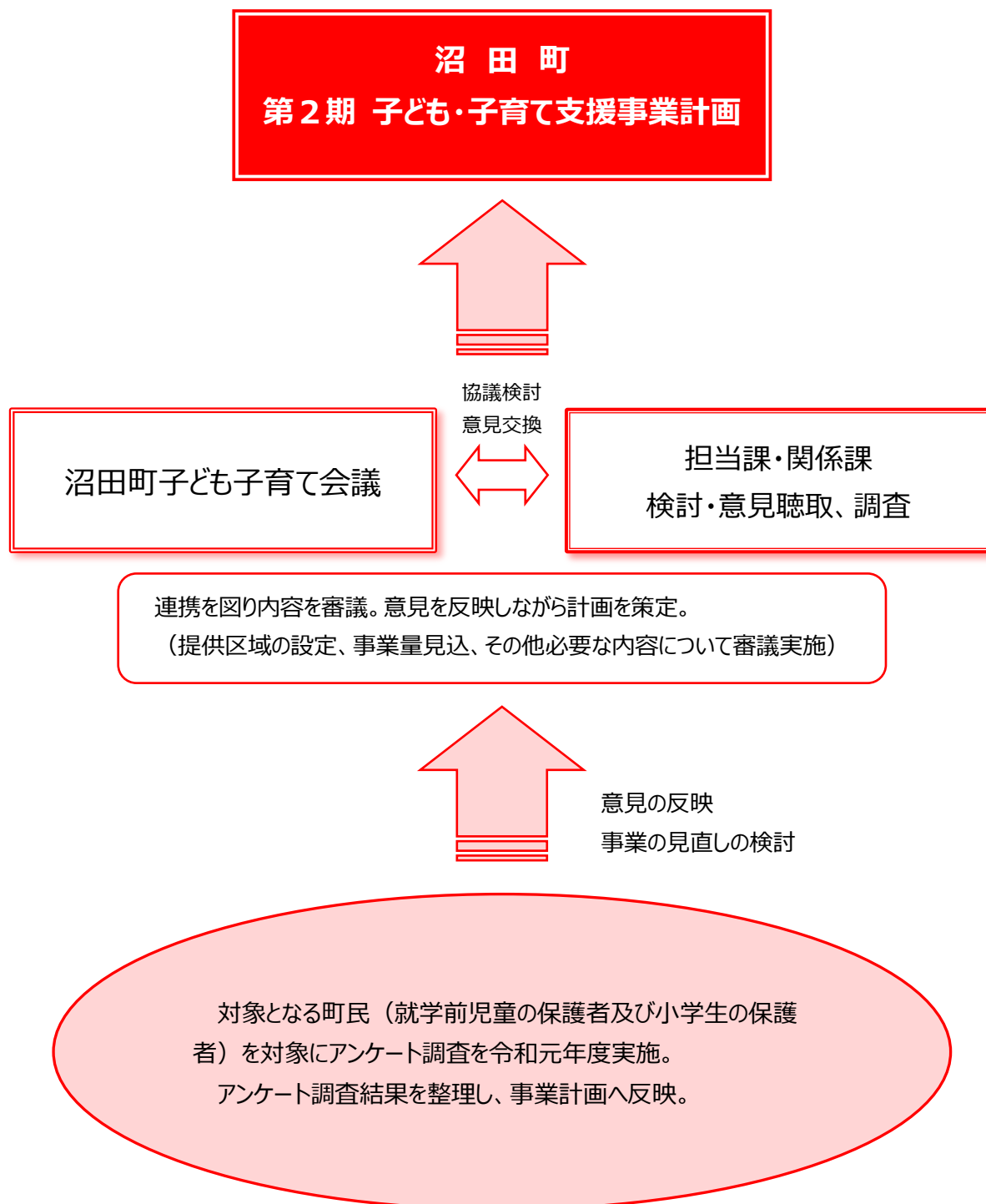
■ 調査対象及び回収率等

調査対象 ／票 数	●小学校就学前の子どもがいる世帯（保護者）／71 票 ●小学生のいる世帯（保護者）／67 票	
調査期間	令和元年 7 月	
回収票数	就学前児童票 56 票	小学生票 48 票
回収率	就学前児童票 78.9%	小学生票 71.6%

(3) 計画の検討と策定体系

本計画の策定にあたっては、広く町民の意見を計画に反映するためにアンケート調査を実施し、需要等を把握しました。また、庁舎内担当課及び関係課より意見を徴収し、素案段階での協議・検討を進めるとともに、下図の策定体系のもと、多様な角度から検討し、関係機関との意見交換や意見調整を進め、計画を策定しました。

■ 計画策定体系図



第2章 沼田の子どもをめぐる現状

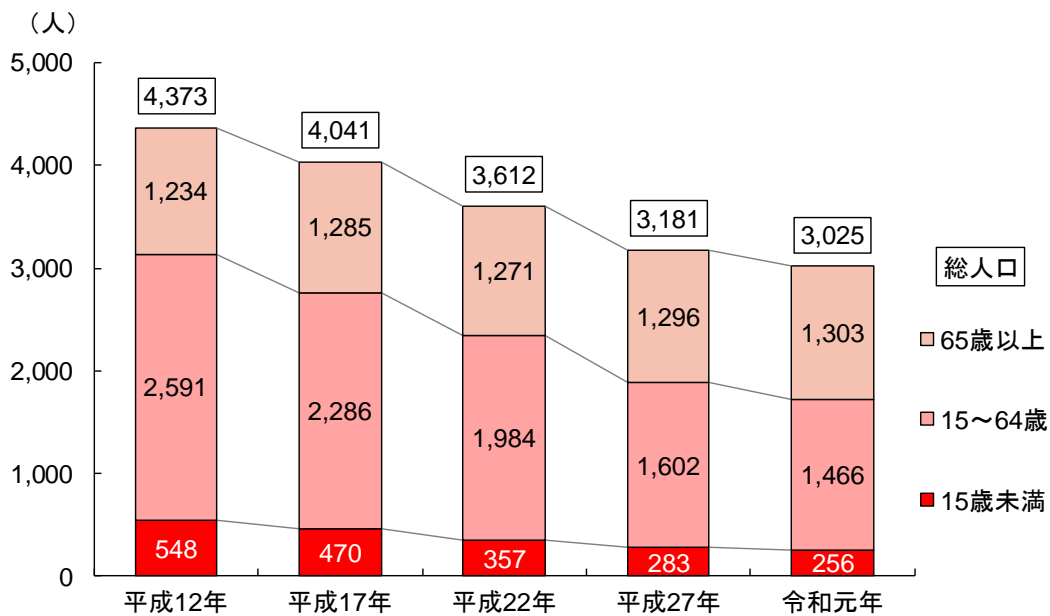
1 各種統計データからみた現状

(1) 人口の推移

本町の総人口は減少を続け、令和元年の総人口は 3,025 人となり、19 年前の平成 12 年と比較すると約 31%減少しています。

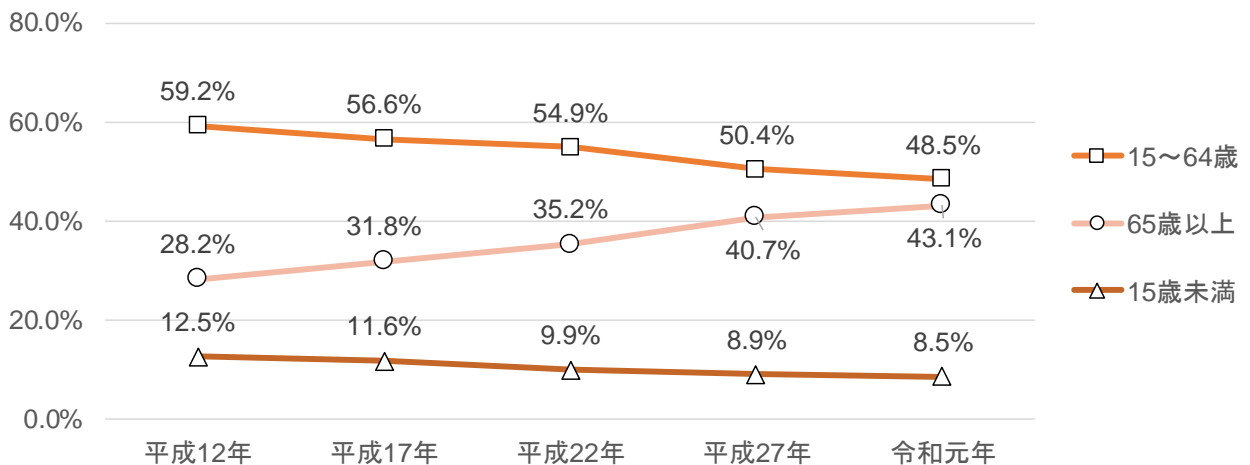
総人口に占める年齢 3 区分別人口の割合の推移をみると、65 歳以上の高齢者は割合が上昇傾向にある一方、15 歳未満の年少人口は 8%台に低下するなど、少子高齢化が進行しています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



資料：平成 12～27 年は国勢調査（10 月 1 日現在）、令和元年は住民基本台帳人口（10 月 1 日現在）

■ 年齢 3 区分別人口割合の推移

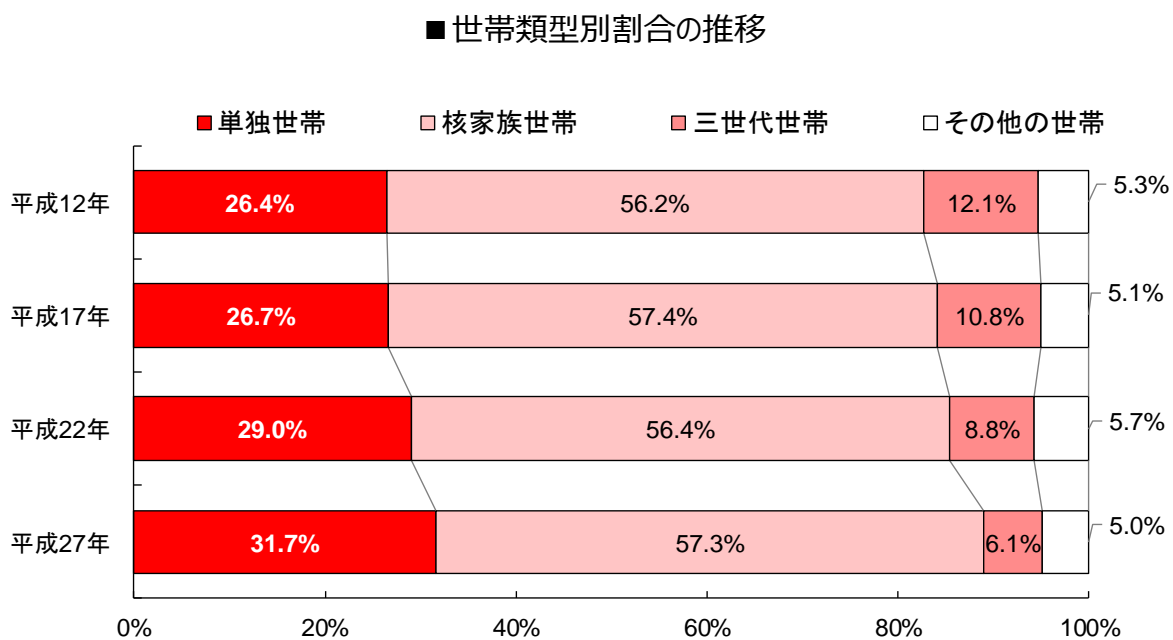
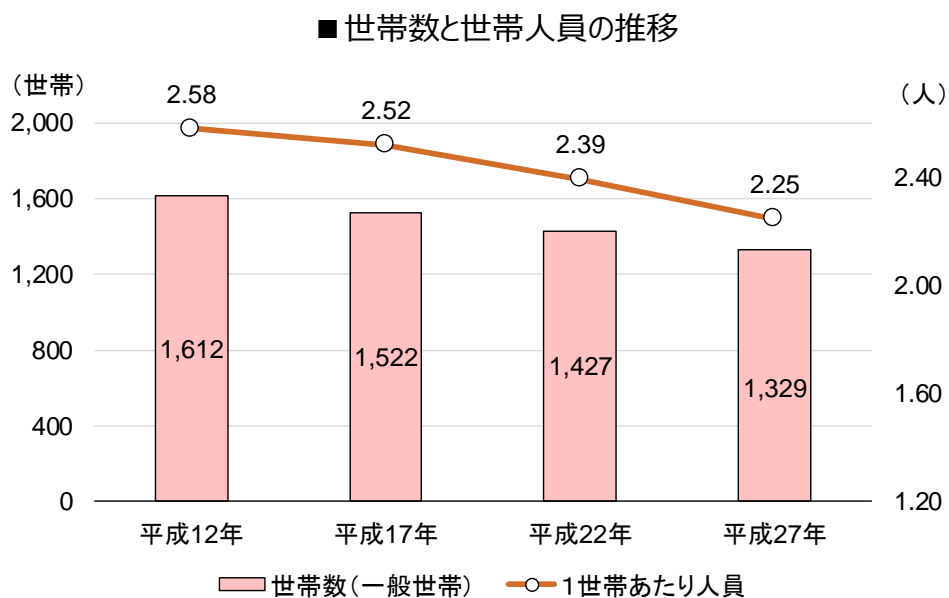


(2) 世帯の状況

世帯数は、減少傾向にあります。1世帯あたりの人員についても減少が続いており、平成27年には2.25人となっています。

世帯類型別の割合をみると、単独世帯の割合が高まっています。これは、1世帯あたりの人員の減少の要因ともなっています。

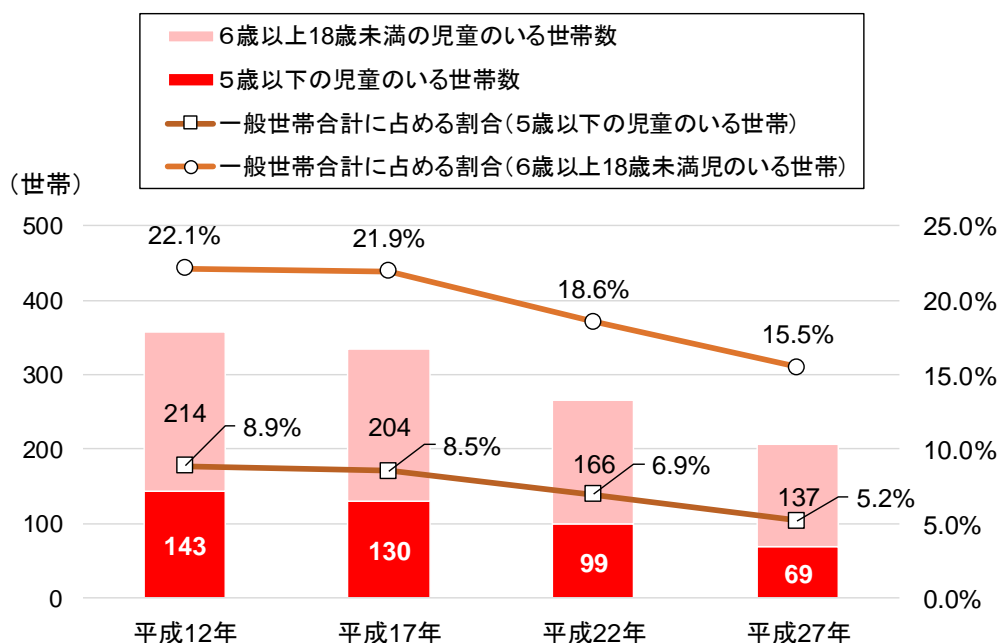
一方、多世代が同居する三世帯世帯の割合は減少が続いています。



(3) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯は、少子化の影響により、6歳以上18歳未満・5歳以下の児童のいる世帯ともに減少を続け、一般世帯に占める割合も低下傾向にあります。

■ 6歳以上18歳未満・5歳以下の児童のいる世帯数等の推移

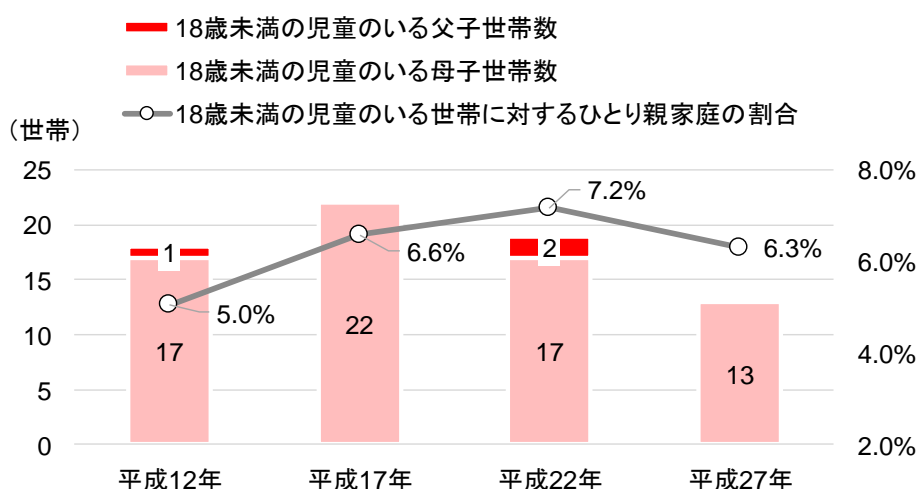


資料：国勢調査

(4) ひとり親世帯の状況

18歳未満の児童のいるひとり親世帯は、平成17年以降減少傾向にあります。18歳未満の児童のいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は一定の割合で推移しています。

■ ひとり親世帯の世帯数と18歳未満の児童のいる世帯に占める割合の推移



資料：国勢調査

(5) 未婚率の状況

男女年代別の未婚率の推移と、平成 27 年における北海道と全国との比較は下表のとおりです。本町の平成 27 年の未婚率をみると、女性における 25～29 歳の層が北海道、全国よりも未婚率が低くなっており、この時期に結婚をする人の割合が高かったことがうかがえます。

■ 20～30 代の未婚率の推移

		平成 17 年 (沼田町)	平成 22 年 (沼田町)	平成 27 年 (沼田町)	平成 27 年 (北海道)	平成 27 年 (全国)
女性	20～24 歳	97.1%	82.8%	90.5%	87.4%	88.0%
	25～29 歳	47.0%	55.2%	48.8%	58.5%	58.8%
	30～34 歳	31.7%	39.5%	39.6%	35.8%	33.6%
	35～39 歳	22.3%	23.5%	33.3%	25.9%	23.3%
男性	20～24 歳	91.3%	91.8%	97.9%	90.6%	90.5%
	25～29 歳	67.0%	67.2%	68.7%	67.7%	68.3%
	30～34 歳	41.0%	52.7%	53.3%	45.6%	44.7%
	35～39 歳	34.7%	33.7%	40.3%	34.7%	33.7%

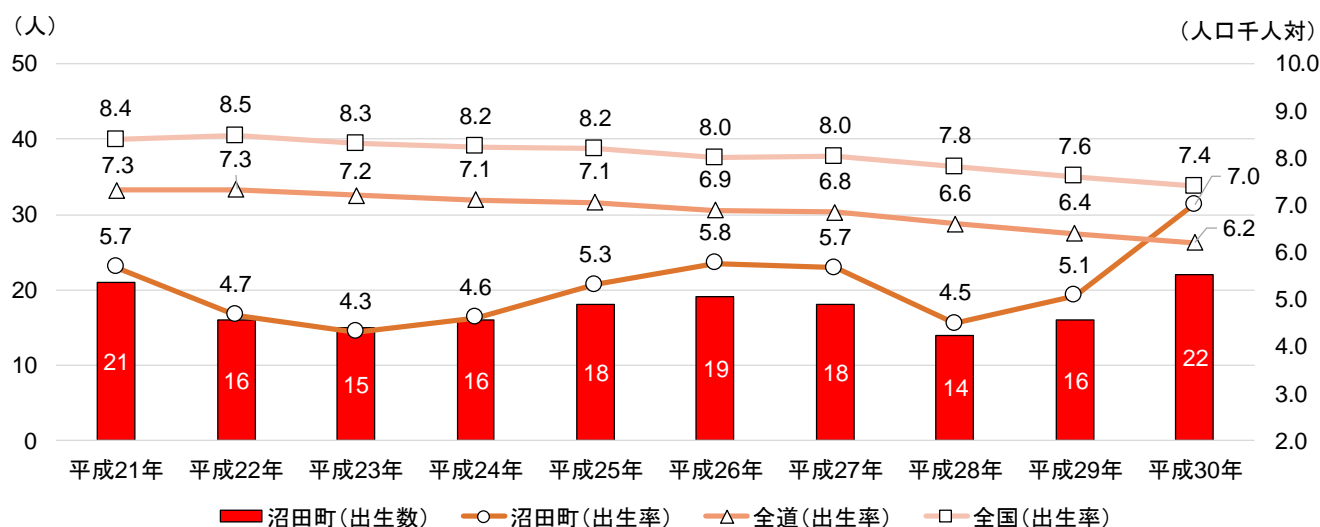
資料：国勢調査

(6) 出生数と出生率

出生数については、年により増減をしていますが、平成 28 年から平成 30 年にかけては上昇傾向にあります。

本町の出生率については、全国と北海道を下回って推移していましたが、平成 30 年は北海道を上回っています。

■ 出生数と出生率の推移



注：出生率は人口千人に対する出生数の割合

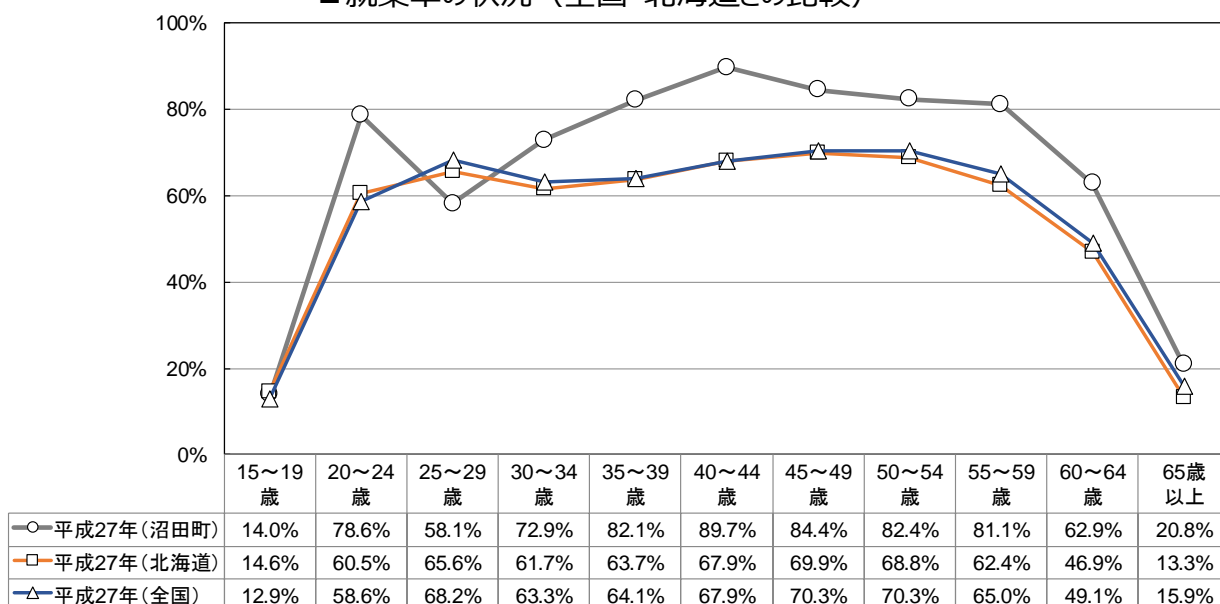
資料：人口動態統計

(7) 女性の就業状況

女性の就業率について、全国と北海道はほぼ同様な曲線となっており、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブの谷の部分の部分が浅くなり、台形に近くなっています。本町においては、20代後半で全国、北海道に比べ就業している女性の割合が低く、他の年代で全国と北海道よりも高い割合となるため、一旦谷のあるM字曲線となっています。平成27年は20代後半で女性の未婚率が低下していることから、この年代で結婚・出産を迎えた女性が増えたことが反映されていると考えられます。

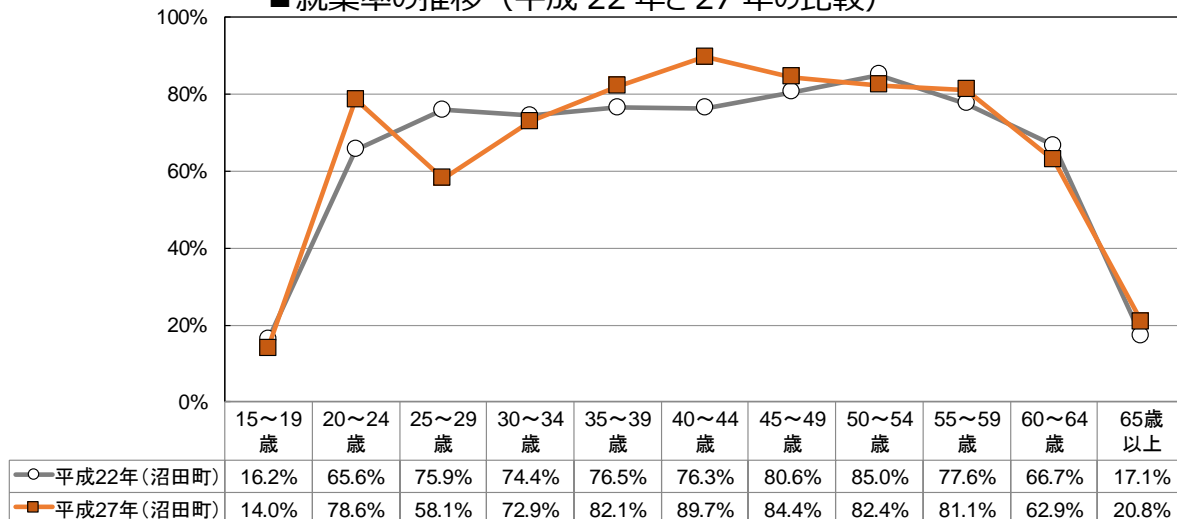
本町における女性の就業率について、平成22年と平成27年を比較すると、20代後半と30代前半で低下しましたが、20代前半と30代後半から40代までの就業率が上昇しています。

■ 就業率の状況（全国・北海道との比較）



注：就業率は、15歳以上の人口に占める「就業者」の割合

■ 就業率の推移（平成22年と27年の比較）



資料：国勢調査

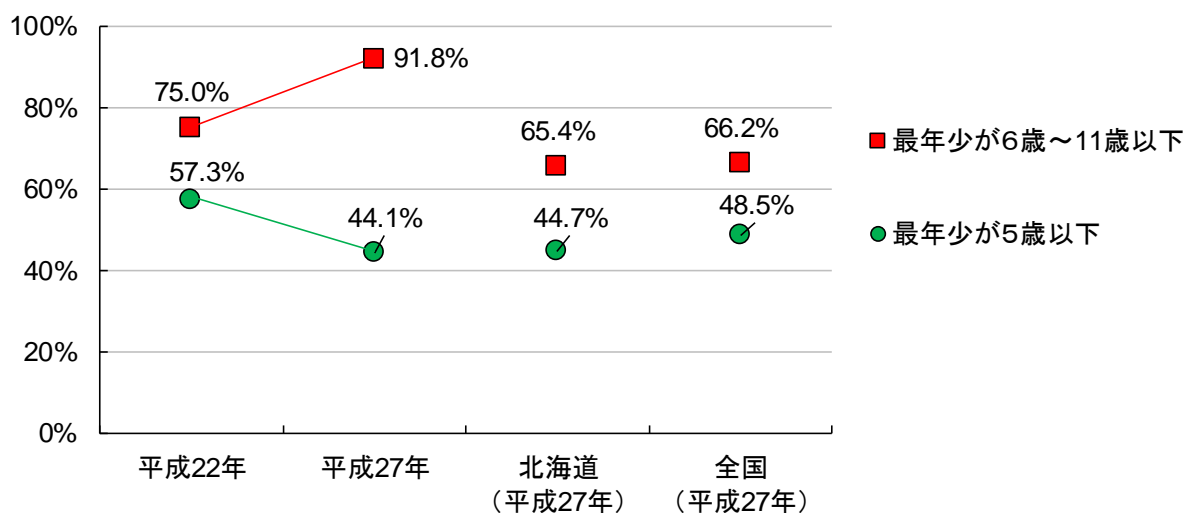
(8) 共働き世帯の状況

夫婦のいる一般世帯のうち、夫、妻ともに就業している共働き世帯の割合をみると、平成 22 年は、最年少が 5 歳以下（最年少が就学前児童の世帯）の世帯が 57.3%、最年少が 6 歳～11 歳以下の世帯（最年少が小学生の世帯）が 75.0%であったのが、5 年後の平成 27 年には、最年少が就学前児童の世帯が 44.1%に低下し、最年少が小学生の世帯が 91.8%に上昇しています。

平成 27 年について、最年少が就学前児童の世帯では、北海道、全国よりも割合が低く、最年少が小学生の世帯では 91.8%であり、北海道と全国を大きく上回る高い割合となっています。

■ 就業率の推移（平成 22 年と 27 年の比較）

	沼田町 (平成 22 年)	沼田町 (平成 27 年)	北海道 (平成 27 年)	全国 (平成 27 年)
最年少が 5 歳以下	57.3%	44.1%	44.7%	48.5%
最年少が 6 歳～11 歳以下	75.0%	91.8%	65.4%	66.2%



資料：国勢調査

2 児童人口の状況

(1) 児童人口

本町の17歳以下の総児童数について、平成27年は352人で、以後の推移は減少傾向にあり、平成31年には324人となっています。平成27年と5年後の平成31年を比較すると8.0%の減少となっています。

年齢層別に平成27年と平成31年を比べた増減率みると、0～5歳までは0歳と2歳を除き、プラスとなっています。小学生の年齢層にあたる6歳～11歳の児童数は30%近くのマイナスとなっています。

一方、総人口について、平成27年は3,266人でしたが、5年後の平成31年は3,053人となっており、増減率は6.5%のマイナスとなっています。

総人口の減少率と17歳以下の児童人口の増減率を比較すると、児童人口の減少率が上回っており、少子化傾向が続いています。

単位：人

年齢区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	H27・H31 の増減率
0歳	16	17	14	19	16	0.0%
1歳	15	18	19	14	20	33.3%
2歳	19	14	16	21	13	-31.6%
3歳	11	16	16	16	22	100.0%
4歳	11	11	17	15	16	45.5%
5歳	14	11	14	16	15	7.1%
6歳～11歳	131	123	106	97	94	-28.2%
12歳～14歳	70	61	67	70	67	-4.3%
15歳～17歳	65	68	75	70	61	-6.2%
児童合計	352	339	344	338	324	-8.0%
総人口に占める割合	10.8%	10.6%	10.9%	10.8%	10.6%	
総人口	3,266	3,208	3,154	3,120	3,053	-6.5%

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 将来子ども数の推計

計画期間中の本町の児童人口（0～17歳）の推計については、過去5か年（平成27年～平成31年）の住民基本台帳人口の推移をもとに算出しました。

令和2年と令和6年の増減率をみると、0歳及び1歳・2歳については減少となりますが、3歳～5歳は微増、小学生の対象年齢である6歳～11歳は増加するものと見込まれます。

単位：人

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R2・R6の増減率
0歳	16	16	14	14	14	-12.5%
1歳	17	18	18	16	16	-5.9%
2歳	20	17	18	18	16	-20.0%
3歳	13	20	17	18	18	38.5%
4歳	21	13	21	16	18	-14.3%
5歳	17	22	14	22	17	0.0%
6歳	14	16	21	13	21	50.0%
7歳	15	14	16	22	14	-6.7%
8歳	14	15	14	16	21	50.0%
9歳	11	14	15	15	16	45.5%
10歳	15	11	14	15	15	0.0%
11歳	21	15	11	14	15	-28.6%
12歳	19	21	15	11	14	-26.3%
13歳	17	19	21	15	11	-35.3%
14歳	22	17	19	21	15	-31.8%
15歳	26	21	16	18	20	-23.1%
16歳	17	26	21	16	18	5.9%
17歳	21	17	27	22	16	-23.8%
1歳・2歳	37	35	36	34	32	-13.5%
3歳～5歳	51	55	52	56	53	3.9%
6歳～11歳	90	85	91	95	102	13.3%
12歳～14歳	58	57	55	47	40	-31.0%
15歳～17歳	64	64	64	56	54	-15.6%
児童合計	316	312	312	302	295	-6.6%
総人口に占める割合	10.5%	10.6%	10.7%	10.6%	10.5%	
総人口	3,006	2,955	2,908	2,860	2,811	-6.5%

3 教育・保育の状況

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園への通園状況

本町では、平成 27 年度まで私立認可保育所の沼田保育園（定員 60 人）1 園で 0 歳～5 歳児の保育を実施し、公立幼稚園の沼田幼稚園（定員 100 人）1 園で 5 歳児の教育を実施してきましたが、平成 28 年度より認定こども園へ事業統合を行い、沼田認定こども園（定員 80 人）1 園で 0 歳から 5 歳児の教育・保育を実施しています。

■沼田保育園・沼田認定こども園利用児童数の推移

単位：人

年齢区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	沼田保育園	沼田認定こども園	沼田認定こども園	沼田認定こども園	沼田認定こども園
0 歳児	0	2	2	1	4
1～2 歳児	10	13	25	25	24
3 歳児以上	19	34	44	46	53
合計	29	49	71	72	81

(各年度 4 月 1 日現在)

■沼田幼稚園利用児童数

単位：人

年齢区分	平成 27 年度
	沼田幼稚園
5 歳児	14

(4 月 1 日現在)

(2) 小学校・中学校への通学状況

本町は、小学校、中学校がそれぞれ1校ずつで児童生徒の教育を実施しています。小学校の総児童数については、推移をみると減少傾向にあり、中学校の総生徒数については、微減もしくは横ばい傾向にあります。

■ 小学校・中学校への通学者数の推移

単位：人

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
沼田小学校					
1年生	23	13	12	12	13
2年生	19	22	13	12	12
3年生	18	17	22	14	9
4年生	22	15	17	22	14
5年生	26	21	16	18	20
6年生	19	26	21	15	18
特別支援学級	4	7	6	5	7
総児童数	131	121	107	98	93
沼田中学校					
1年生	20	18	26	20	15
2年生	20	20	18	26	18
3年生	27	20	21	19	26
特別支援学級	5	3	2	5	8
総生徒数	72	61	67	70	67

(学校基本調査 各年度 5月 1日現在)

(3) 学童保育の利用状況

学童保育は沼田小学校内に併設された1か所で実施しています。定員を超えて受け入れている年度が多くなっていますが、利用者合計数の5年間の推移をみると横ばいもしくは若干の減少傾向となっています。

■学童保育利用者数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員	40	40	40	40	40
1年生	17	11	9	10	8
2年生	14	15	13	9	10
3年生	10	8	13	11	9
4年生	4	2	5	7	6
5年生	1	2	1	4	5
6年生	0	1	3	1	3
合計	46	39	44	42	41

(学童保育(放課後児童クラブ)実施状況調査 各年度5月1日現在)

4 アンケート結果からみた保護者の状況と意向

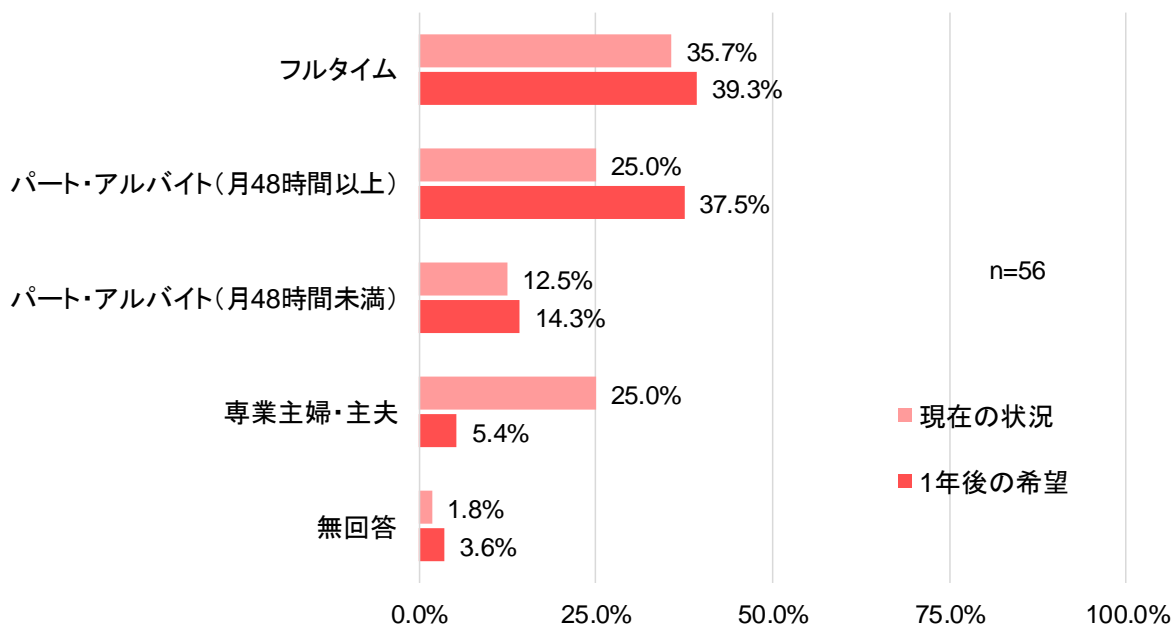
(1) 母親の就労状況

● 現在の就労状況と1年後の希望（就学前児童の母親）

- 現在の就労状況は73.2%、1年後の希望は91.1%に上昇

就学前児童の保護者（母親）に現在の就労状況を聞いたところ、就労形態・就労時間は問わず働いている人の割合（フルタイム、パート・アルバイトの合計割合）は73.2%となっています。

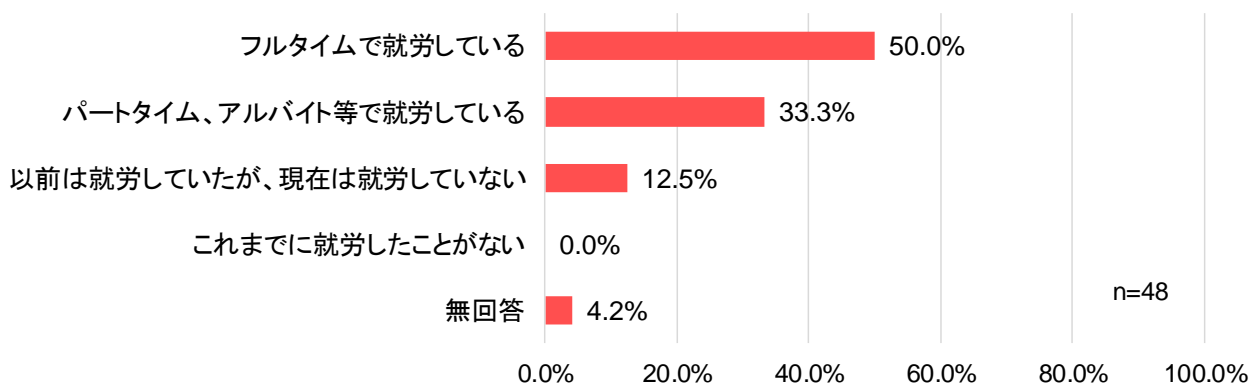
1年後の就労状態の希望を聞いたところ、働く希望をもっている母親の割合は91.1%となっています。



● 現在の就労状況（小学生の母親）

- 現在の就労状況は83.3%

小学生の保護者（母親）に現在の就労状況を聞いたところ、就労形態は問わず働いている母親の割合は合わせて83.3%となっています。



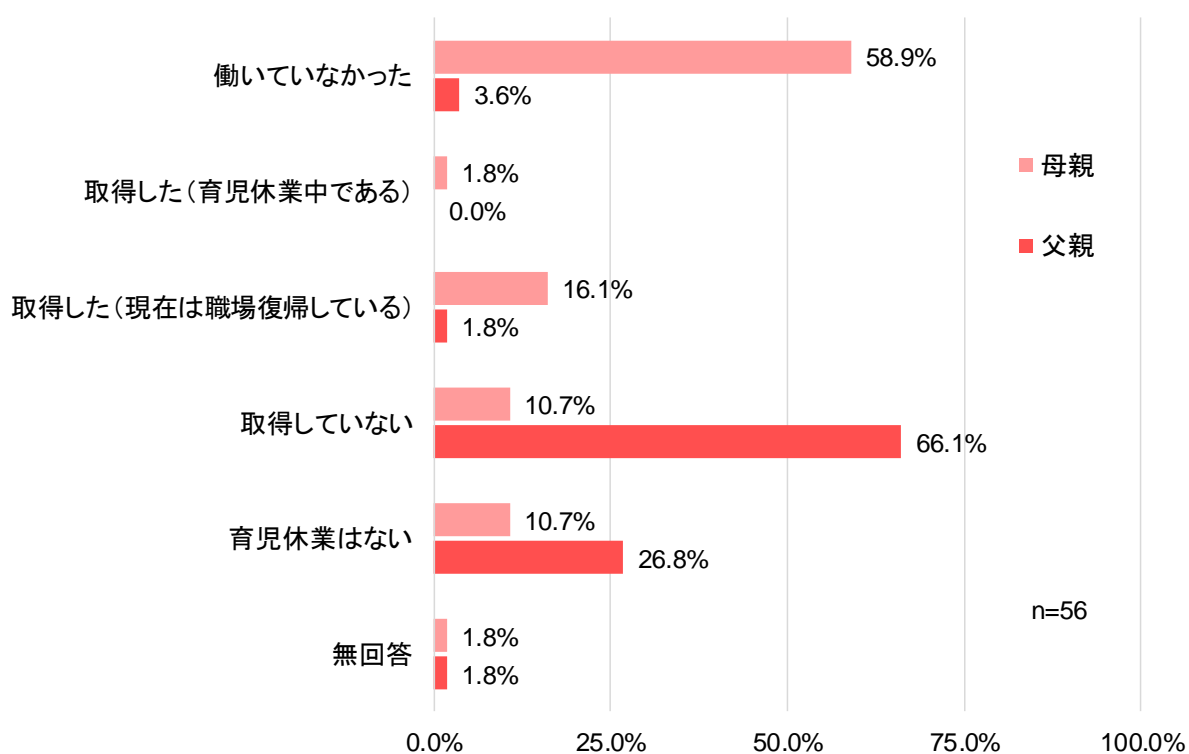
● 育児休業の取得状況（就学前児童の母親）

◦「取得した」は、母親が 17.9%、父親が 1.8%

就学前児童の母親の育児休業の取得状況については、「働いていなかった」が 58.9%で最も高くなっていますが、「取得した」とする回答のうち、（育児休業中である）が 1.8%、（現在は職場復帰している）が 16.1%で、「取得した」とする回答割合は、合わせて 17.9%となっています。

父親については、「取得していない」が 66.1%で最も高く、取得した人の割合は 1.8%となっています。

厚生労働省の「平成 30 年度雇用均等基本調査（速報版）」によると、全国の育児休業取得者の割合は、女性が 82.2%、男性が 6.16%となっており、本町の取得状況は、男女ともに全国よりも低くなっています。



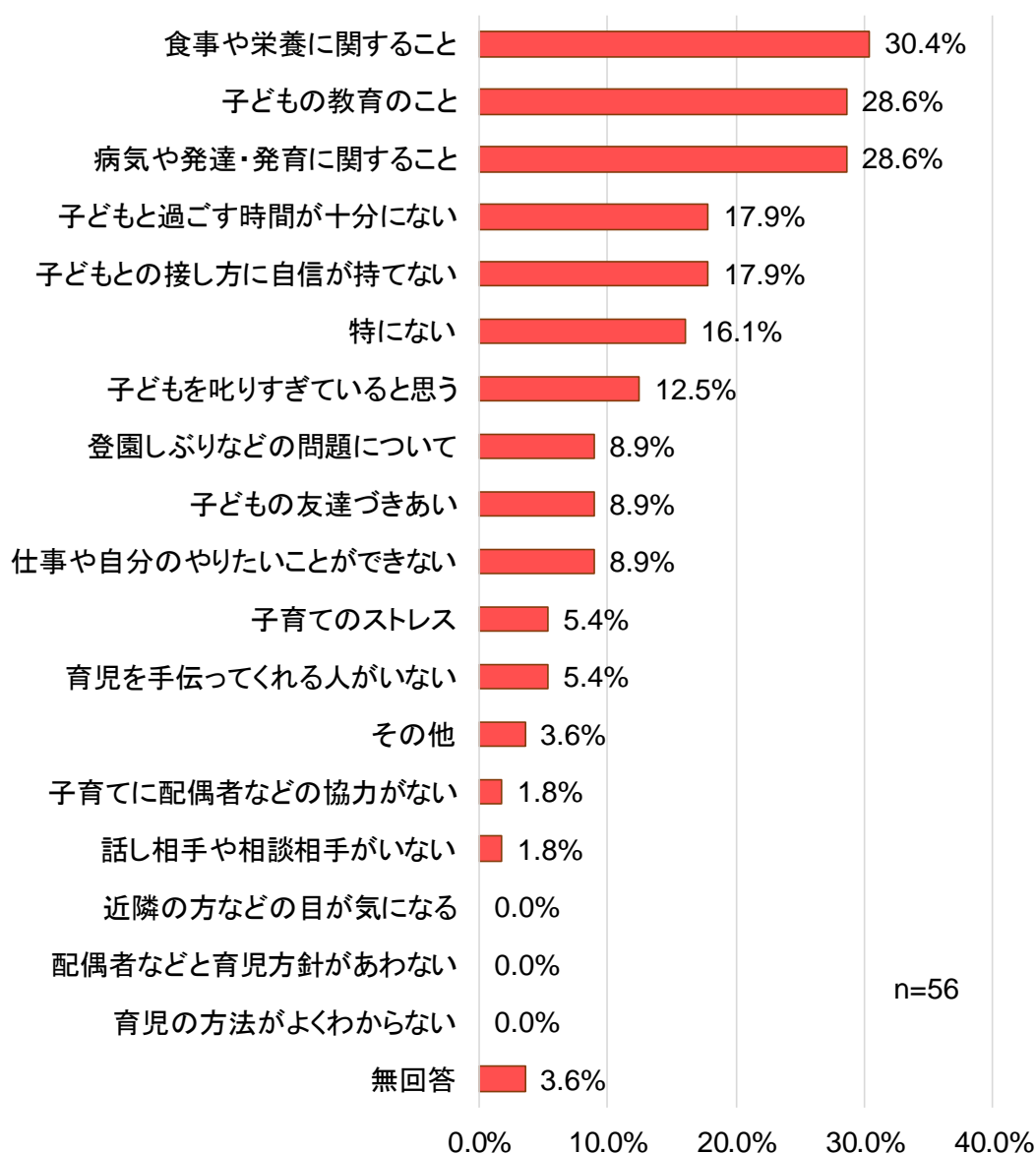
(2) 子育てに関する悩みごとと相談対応

● 子育てに関する日ごろの悩みや気になること（就学前児童の保護者）

○ 「食事や栄養に関すること」が最も高く

就学前児童の保護者に子育てに関する日ごろの悩みや気になることを聞いたところ、「食事や栄養に関すること」が30.4%で最も高く、次いで、「子どもの教育のこと」と「病気や発達・発育に関すること」とが同率の28.6%、「子どもと過ごす時間が十分でない」と「子どもとの接し方に自信が持てない」とが同率の17.9%となっています。

保護者の悩みや気になることについては、食事・栄養、病気、発達・発育といった保健・医療分野をはじめ、子どもの教育や子どもとの接し方といった家庭教育も含めた教育分野など多岐にわたっており、相談対応においては専門的かつ多岐な分野にわたる対応が求められます。

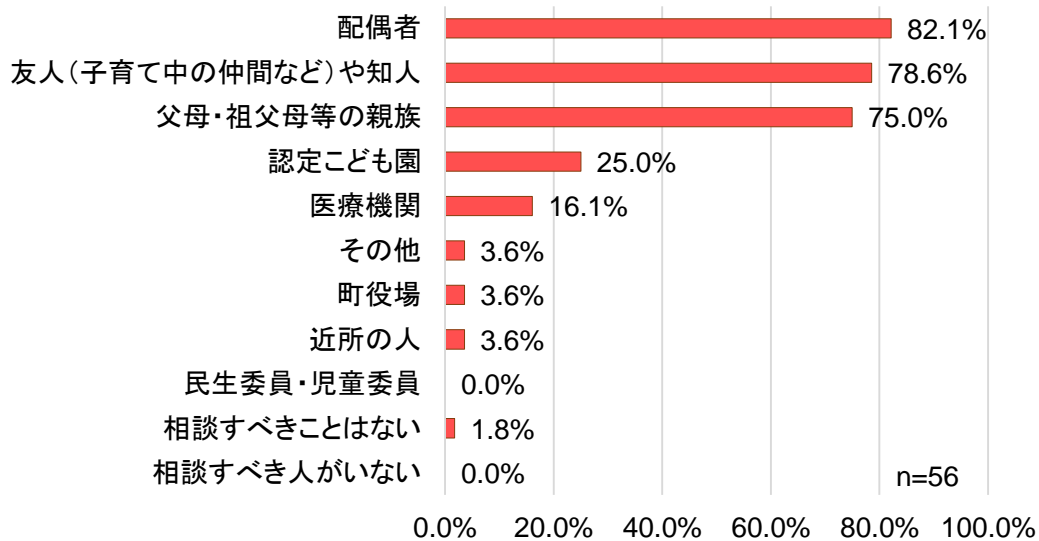


● 子育てに関する悩みの相談先（就学前児童の保護者）

- 相談先は「配偶者」「友人や知人」「父母・祖父母等」身近な人が高く

就学前児童の保護者に、子育てに関する悩みの相談先を聞いたところ、「配偶者」、「友人や知人」、「父母・祖父母等」といった身近な人の割合が7割～8割と高くなっています。

相談機関としては、「認定こども園」が25.0%で最も高く、次いで、「医療機関」が16.1%となっています。

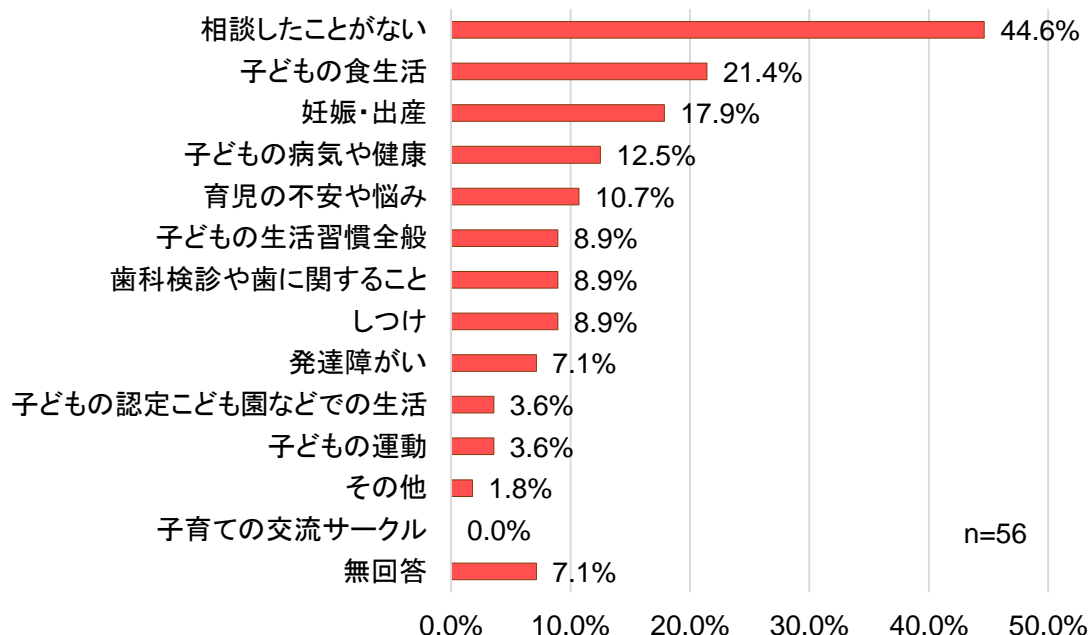


● 保健師に相談したことの有無とその内容（就学前児童の保護者）

- 相談内容は「子どもの食生活」「妊娠・出産」に関する内容などが高く

就学前児童の保護者に、これまで保健師に相談したことがあるかを聞いたところ、「相談したことがない」は44.6%となっています。

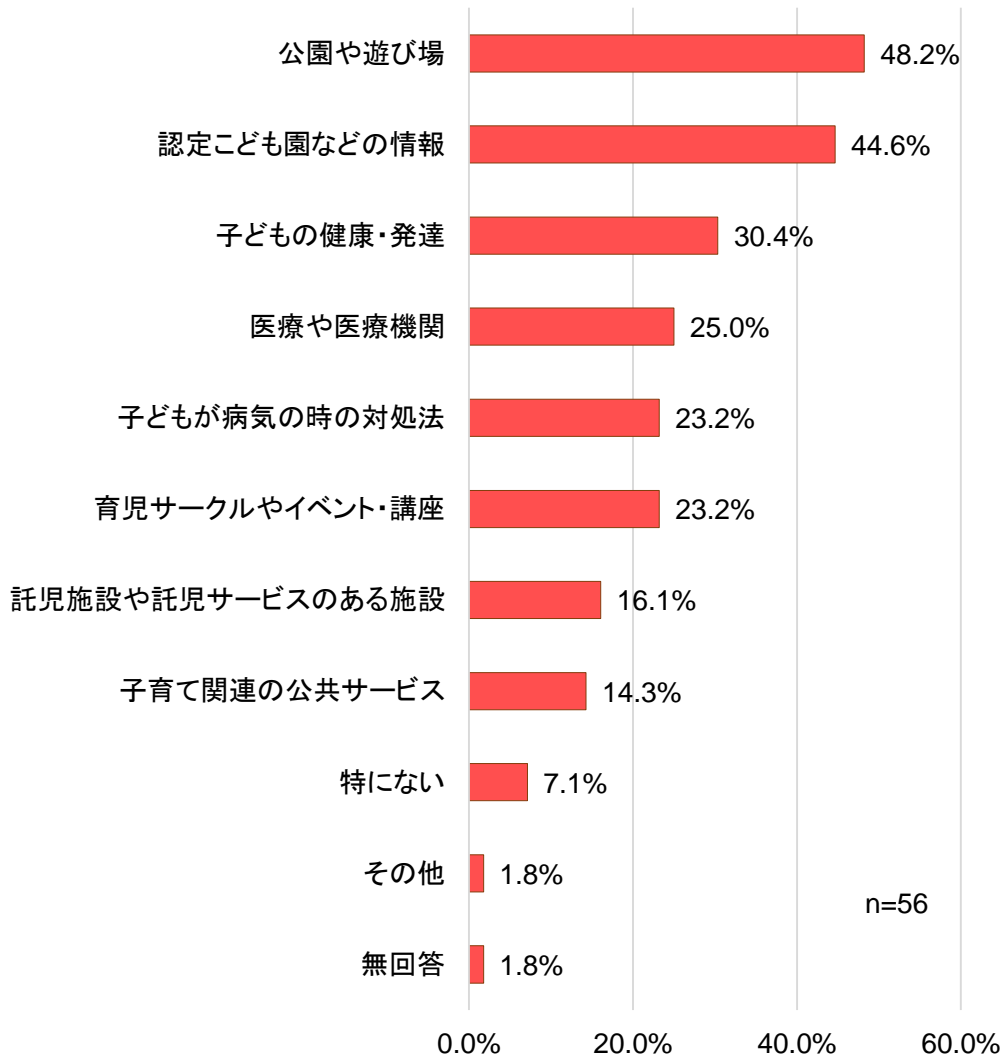
一方、相談したことがある人の相談内容については、「子どもの食生活」が21.4%、「妊娠・出産」が17.9%、「子どもの病気や健康」が12.5%となっています。



● 子育てに関して必要な情報（就学前児童の保護者）

○ 「公園や遊び場」に関する情報が最も高く

就学前児童の保護者に、子育てに関してどのような情報が必要かを聞いたところ、「公園や遊び場」に関する情報が48.2%で最も高く、次いで、「認定こども園などの情報」が44.6%、「子どもの健康・発達」に関する情報が30.4%となっています。



(3) 沼田町の子育て環境について

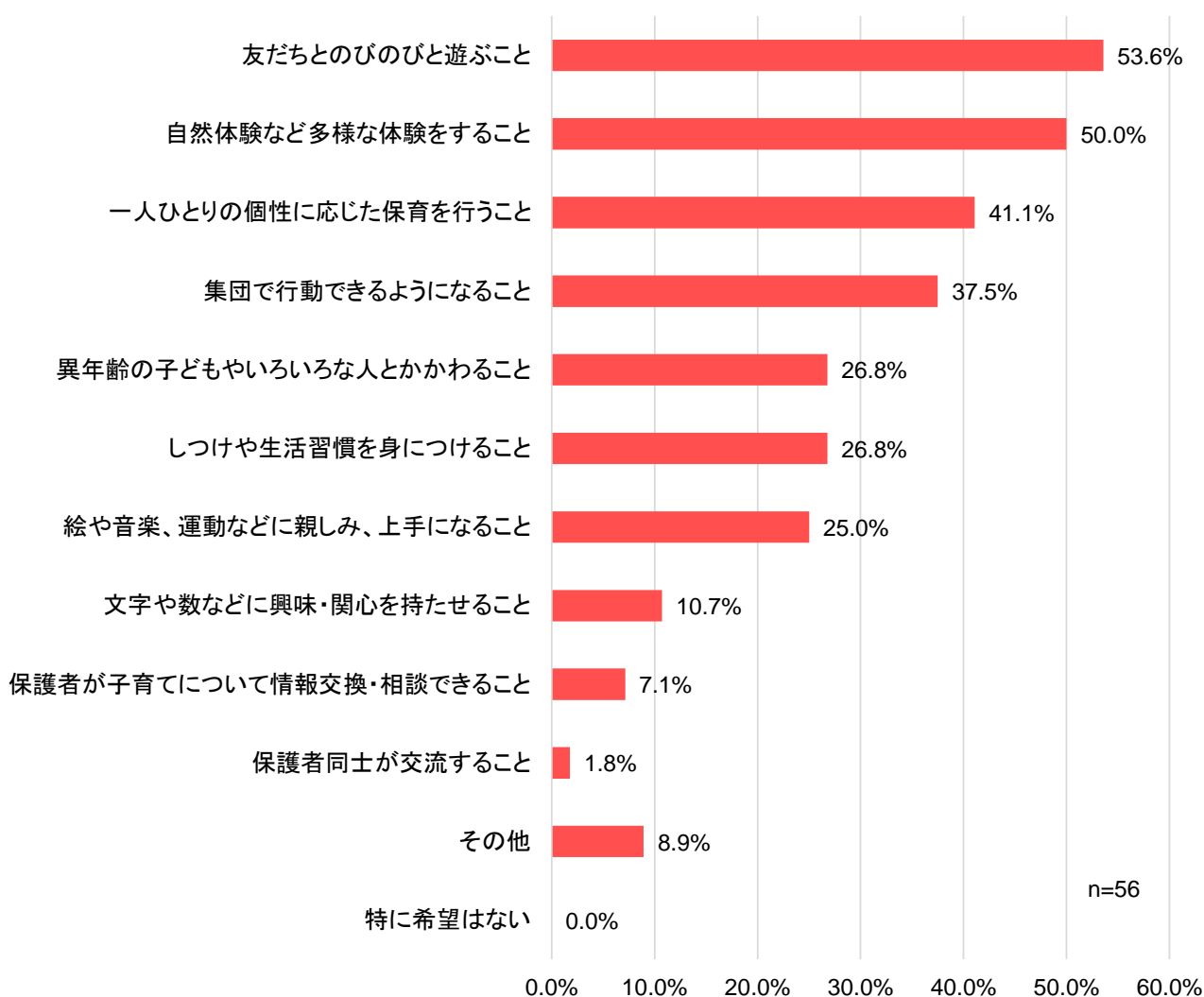
● 認定こども園などに望むこと（就学前児童の保護者）

○ 「友だちとのびのび遊ぶこと」が最も高く

就学前児童の保護者に認定こども園などにどのようなことを望むかを聞いたところ、「友だちとのびのびと遊ぶこと」が53.6%で最も高く、次いで、「自然体験など多様な体験をすること」が50.0%、「一人ひとりの個性に応じた保育を行うこと」が41.1%となっています。

友だちと仲良く遊び、自然体験などを通じてのびのびとおおらかな子どもに育てほしいという親心がうかがえます。

また、保育にあたっては、「一人ひとりの個性に応じた保育を行うこと」と「集団で行動できるようになること」を求める割合が高くなっています。

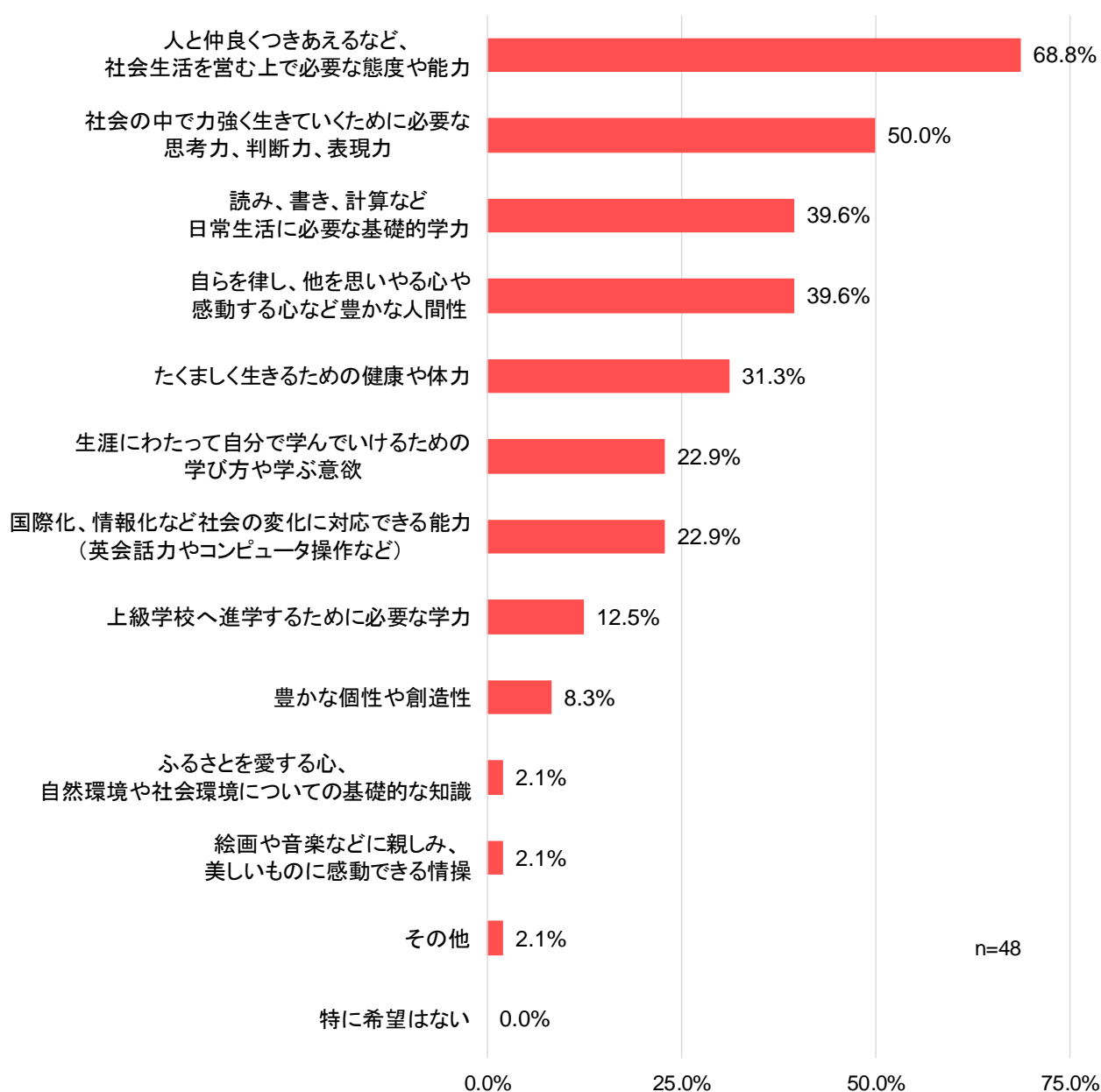


● 小学校の教育で特に重視すべきこと（小学生の保護者）

○「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」が最も高く

小学生の保護者に町の小学校の教育で、どのようなことを身につける教育を特に重視すべきかを聞いたところ、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」が68.8%で最も高く、次いで、「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力」が50.0%、「読み、書き、計算など日常生活に必要な基礎的学力」と「自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」とが同率の39.6%となっています。

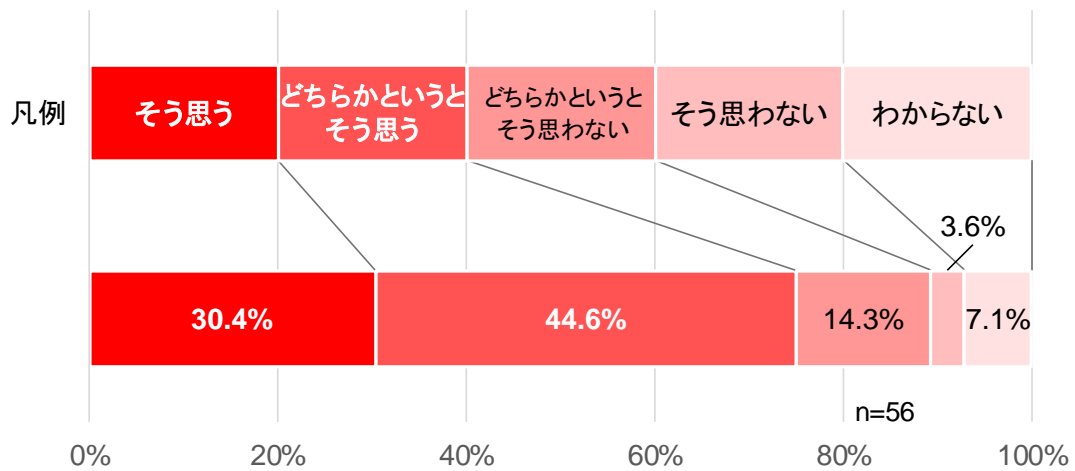
社会生活を営む上でのコミュニケーション能力と、社会の中で力強く生きていくためのスキルを身に付けてほしいとする親心がうかがえます。



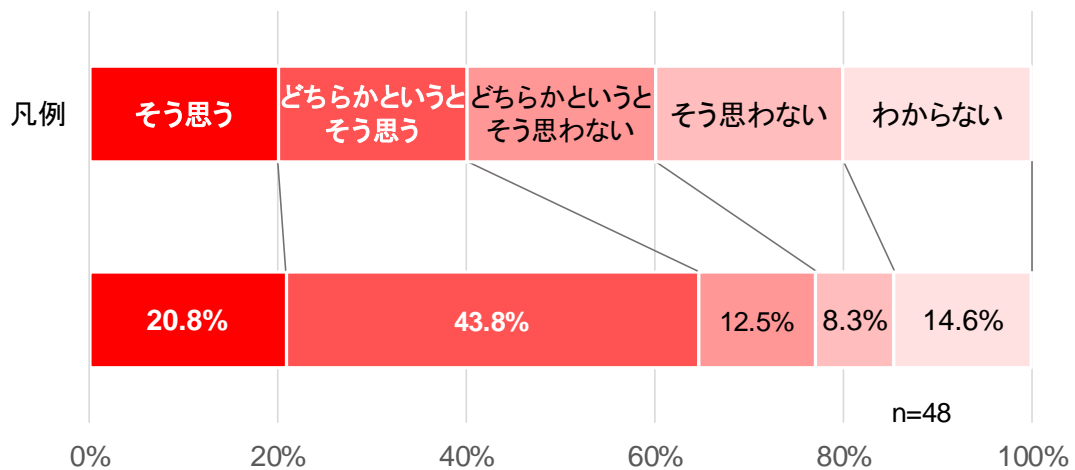
● 沼田町の子育て環境の満足度（就学前児童・小学生の保護者）

○ 子育てをしやすいと思う人は就学前児童の保護者が 75.0%、小学生の保護者が 64.6%
 沼田町は子育てをしやすいまちだと思うかを聞いたところ、就学前児童の保護者は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 75.0%、同様に小学生の保護者は 64.6%となっており、6割から7割の人が沼田町の子育て環境に満足をしています。

■ 沼田町は子育てをしやすいまちだと思いますか（就学前児童の保護者）



■ 沼田町は子育てをしやすいまちだと思いますか（小学生の保護者）



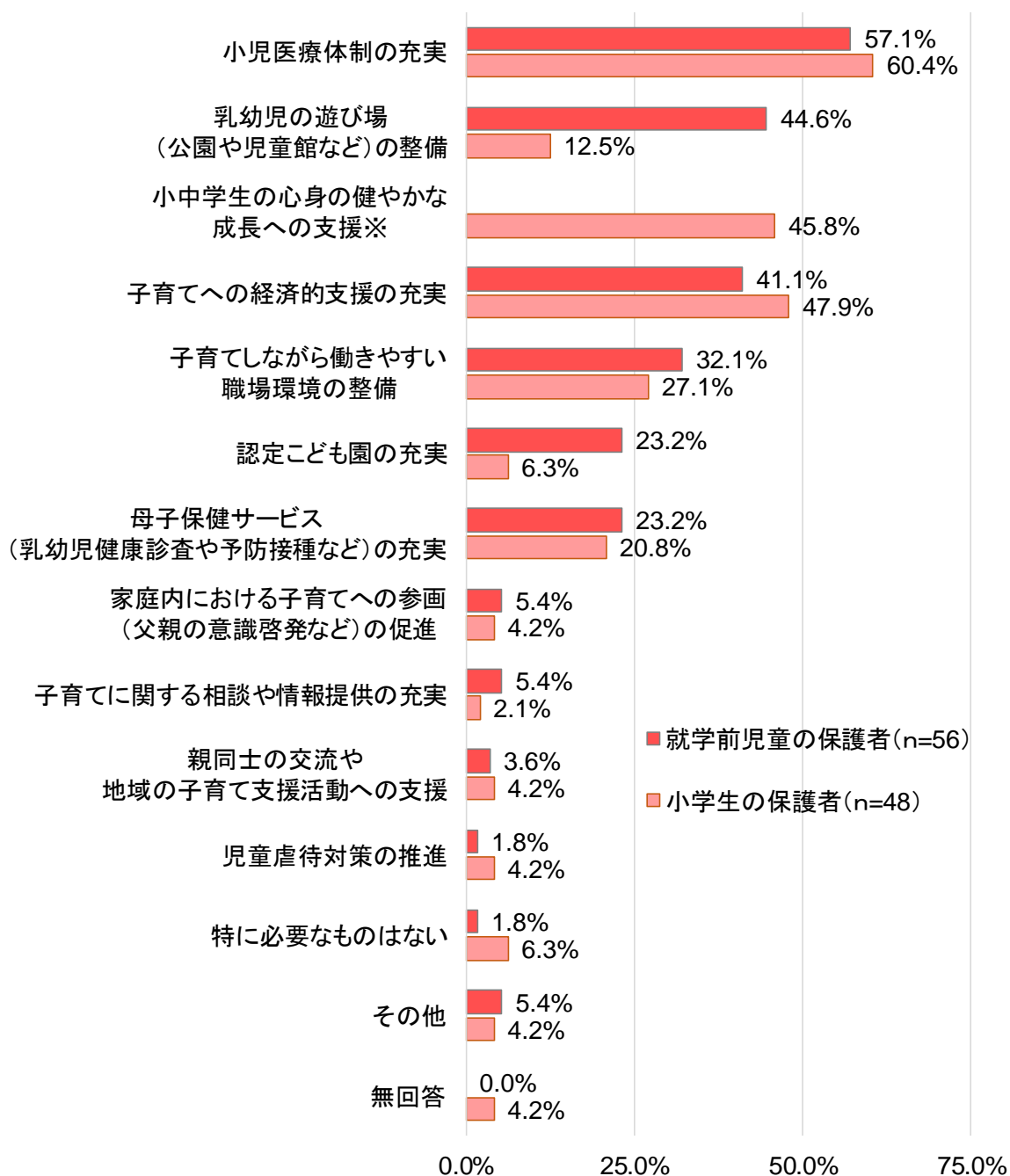
● 子育てをしやすいまちづくりのために最も重要なこと（就学前児童・小学生の保護者）

○ 就学前児童、小学生の保護者ともに「小児医療の充実」の割合が高く

子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思いかについて聞いたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに、「小児医療体制の充実」を選択する人の割合が6割前後で高くなっています。

就学前児童の保護者からは、次いで、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」、「子育てへの経済的支援の充実」の順で高くなっています。

小学生の保護者からは、次いで、「子育てへの経済的支援の充実」、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」の順で高くなっています。



※「小中学生の心身の健やかな成長への支援」については、小学生の保護者のみの選択肢です。

5 課題の整理

本町の子ども・子育て支援に関する課題について、各種統計データ及びアンケート調査結果から読み取れる本町の子育て支援に関する課題について次の通り整理をしました。

(1) 少子高齢化等の影響

本町の人口は減少を続けています。また、少子高齢化の進行により、年齢3区分人口の割合は、65歳以上の高齢者の割合が増加する一方、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口の割合は低下を続けています。

婚姻の状況については、女性の25歳～39歳の年代を除き、20歳～39歳の各年代で男女ともに全国・道よりも未婚率が高くなっており、結婚・出産・子育てにつながる世帯の増加が見込みにくい状況にあります。また、世帯数の減少とともに、1世帯あたりの人員についても縮小傾向が続いており、家庭内外における多世代との交流や子育て世帯同士での交流機会が少なくなっていくことが予想されます。

このため、子育て家庭における孤独感が高まり、子育てに対する不安感や負担感の増大、地域における子育て環境への影響が懸念されます。

(2) 子育て家庭へのサポート力の減少

本町においても、特に小学生の母親の就業率は上昇しており、加えて、国勢調査やアンケートの結果から共働き世帯が小学生のいる世帯で高い割合であることが認められます。また、子どものいる世帯の世帯数は減少が続いているものの、そのうちのひとり親家庭は一定の割合で推移しています。

このため、子育て家庭のみで子育てをしていくことの困難度が増してきており、仕事と子育ての両立支援やひとり親家庭への支援の充実が求められます。

(3) 子育て環境の整備・充実に向けて

アンケート調査では、子育てをしやすいまちづくりのために重要なこととして「小児医療体制の充実」「子育てへの経済的支援の充実」「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」「小中学生の心身の健やかな成長への支援」を求める意向が高くなっています。

今後、本町の子ども・子育て支援や次世代の健全育成に向けた各種施策・事業の展開にあたって、これらの意向を踏まえた取組の充実が求められます。

■ 第1期 沼田町子ども・子育て支援事業計画の評価及び検討結果

第1期の沼田町子ども・子育て支援事業計画の施策・事業について、平成27年度から平成31年度までの進捗状況について庁内の所掌課において点検・評価するとともに、令和2年度以降の方向性について検討・協議を行いました。

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	順調	継続	子育て交流広場の活用	保健福祉課
2	乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問事業)	順調	継続		保健福祉課
3	養育支援訪問事業	順調	継続		保健福祉課
4	子育て短期支援事業	未実施	検討		保健福祉課
5	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	未実施	検討		保健福祉課
6	一時預かり事業	やや順調	継続	平成30年度より利用料を 無償化	保健福祉課
7	延長保育事業	未実施	検討		保健福祉課
8	病児保育事業	未実施	検討		保健福祉課
9	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	順調	変更	令和元年より教育委員会 から保健福祉課へ所管を 変更	保健福祉課
10	実質徴収に係る補足給付を行う事業 (新規)	未実施	検討		保健福祉課
11	多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業 (新規)	未実施	検討		保健福祉課
12	経済支援 (各種手当・給付金支給事業)	順調	継続		住民生活課
13	がんばる高校生応援手当	順調	継続		住民生活課
14	外国語指導助手人材確保事業	順調	継続		教育委員会
15	認定こども園事業 (新規)	順調	終了	平成28年度沼田認定こ ども園開設にて事業終了	保健福祉課
16	保育料軽減対策事業	順調	継続	平成30年度より保育料を 完全無償化	保健福祉課
17	子育てに関する情報の提供	順調	継続	子育て交流広場を中心と した情報提供	保健福祉課
18	子育て支援ネットワークの整備	順調	継続		保健福祉課

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
19	子ども応援団派遣事業 (地域ボランティア育成事業)	やや順調	継続		教育委員会
20	家庭教育支援事業	順調	継続		教育委員会・ 保健福祉課
21	図書館事業	順調	継続		教育委員会
22	ブックスタート事業	順調	継続		教育委員会
23	読み聞かせ事業	順調	継続		教育委員会
24	子ども交流ひろば事業	やや順調	継続		教育委員会
25	ゆめっくるキッズクラブ	名称変更	廃止	沼田町地域子育て支援センターが行う「子どもフェスタ」として事業実施	教育委員会
26	子ども館解放事業	順調	継続		教育委員会
27	学習サポート「明日萌」事業	順調	継続		教育委員会
28	ジュニアリーダー育成事業	順調	継続		教育委員会
29	子ども文化クラブ事業	不調	廃止		教育委員会
30	芸術文化活動支援事業	順調	継続		教育委員会
31	ゆめっくる各種講座事業	順調	継続		教育委員会
32	自然体験キャンプ事業	順調	継続		教育委員会
33	合宿通学事業	やや不調	継続		教育委員会
34	ポートハーディ派遣事業	順調	継続		教育委員会
35	子ども悩み相談室	順調	継続		教育委員会
36	沼田小学校学校解放事業	未実施	検討		教育委員会
37	小学校学力向上対策事業（漢字能力 検定料助成）	順調	継続		教育委員会
38	中学校学力向上対策事業（英語検定 料助成）	順調	継続		教育委員会
39	学校給食の充実	順調	継続		教育委員会
40	小学校学力向上補助教員配置	やや順調	継続		教育委員会

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
41	小学校スクールカウンセラー配置	順調	継続		教育委員会
42	中学校スクールカウンセラー配置	順調	継続		教育委員会
43	小中学校 I C T 機器導入・活用	順調	継続		教育委員会
44	小矢部市・沼田町青少年交流事業	順調	継続		教育委員会
45	幼小中体力向上事業(新規事業)	順調	継続		教育委員会
46	B & G 海洋セミナー派遣事業 (新規事業)	未実施	廃止		教育委員会
47	子ども水泳教室	順調	継続		教育委員会

【基本目標 2】 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
48	各種健診事業	順調	継続		保健福祉課
49	妊婦健康診査	順調	継続		保健福祉課
50	乳幼児健診（赤ちゃん健診・1．6歳 児、3歳児健診）	順調	継続		保健福祉課
51	歯科検診、フッ素塗布、フッ化物洗口事業	順調	継続		保健福祉課
52	エキノコックス検査	順調	継続		保健福祉課
53	予防接種（任意）助成事業	順調	継続		保健福祉課
54	定期予防接種事業	順調	継続		保健福祉課
55	母子手帳交付事業	順調	継続		保健福祉課
56	妊婦健康診査・精密検査交通費助成	順調	継続		保健福祉課
57	健康教育（母子健康支援事業）	順調	継続		保健福祉課
58	ことばの発達検査・ことばと支援の教室通 所事業	事業移行	廃止	平成 29 年度より、5 歳児 相談会を新設し事業移行	保健福祉課
59	小児医療の充実	順調	継続		保健福祉課

【基本目標 3】 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
60	利用者支援事業（新規）	順調	継続		保健福祉課
61	マタニティークラブ	順調	継続		保健福祉課
62	ほっとママ事業	順調	継続	子育て支援センター事業として実施	保健福祉課
63	子育てカフェ事業	順調	継続	ファミリーコンサート事業→教育委員会の芸術文化普及促進事業補助金に移行	教育委員会
64	思春期健康教育	順調	変更	現在は、中学校の養護教諭、保健体育担任教諭により実施	教育委員会
65	学校保健活動	順調	継続	現在は、小中学校の養護教諭、保健体育担任教諭により実施	教育委員会
66	不登校児の適応教室開設事業	未実施	検討		教育委員会
67	薬物乱用防止普及啓蒙活動	やや順調	継続		保健福祉課

【基本目標 4】 子育てを支援する生活環境の整備

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
68	公営住宅の整備	順調	継続		住民生活課
69	公営住宅入居基準緩和の取組	順調	継続		住民生活課
70	移住定住（ホームページ紹介）	順調	継続		住民生活課
71	移住定住（空き家物件紹介）	順調	継続		住民生活課
72	ディスプレイ設置費用助成事業	順調	継続		建設課
73	公園管理及び遊び場整備に関する事業	順調	継続		建設課

【基本目標 5】 仕事と家庭との両立の推進

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
74	仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図る取組	やや順調	継続		産業創出課
75	働き方に関する周知・普及啓蒙活動	やや順調	継続		産業創出課
76	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保（新規）	やや順調	継続		保健福祉課

【基本目標 6】 子どもの安全確保

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
77	安全確保対策事業（一斉メール送信事業）	順調	継続		教育委員会
78	ぬまたっ子サポーター事業	やや不調	継続		教育委員会
79	子ども110番	やや不調	継続		教育委員会
80	防犯協力連携事業（巡回強化依頼）	順調	継続		住民生活課
81	安心安全マップ作成事業	順調	継続		住民生活課
82	保護司会による更生保護普及啓蒙活動	順調	継続		保健福祉課
83	保・幼・小・中交通安全教室	順調	継続	幼・保は幼保一元化により沼田認定こども園に移行	住民生活課

【基本目標 7】 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
84	要保護児童対策地域協議会	順調	継続	すくすくこやかネットワーク会議→H29年度より全国的に統一された名称である「要保護児童対策地域協議会」へ変更	保健福祉課
85	児童家庭相談	やや順調	継続		保健福祉課
86	児童相談所との連携（巡回児童相談）	順調	継続		保健福祉課
87	ひとり親家庭への相談支援	順調	継続		保健福祉課
88	児童扶養手当給付事業	順調	継続		保健福祉課

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
89	ひとり親家庭等医療費助成事業	順調	継続		保健福祉課
90	福祉資金貸付事業 (母子寡婦資金等貸付事業)	順調	継続		保健福祉課
91	療育支援体制	順調	継続		保健福祉課
92	児童発達支援事業 (障がい福祉サービス) の活用	順調	継続		保健福祉課
93	児童発達支援事業等の自己負担無料化	順調	継続		保健福祉課
94	特別支援教育支援員配置	順調	継続		教育委員会
95	特別支援教育の推進	順調	継続		教育委員会
96	巡回児童相談 (療育判定・生活指導)	順調	継続		保健福祉課
97	特別児童扶養手当	順調	継続		保健福祉課
98	障がい児福祉手当	順調	継続		保健福祉課
99	障がい児への医療費助成	順調	継続		保健福祉課
100	在宅障がい児施設通所費補助事業	順調	継続		保健福祉課
101	難病患者(児)通院費助成事業	順調	継続		保健福祉課
102	障がい児補装具支給事業	順調	継続		保健福祉課
103	障がい児日常生活用具給付事業	順調	継続		保健福祉課

【基本目標 8】 子どもを育む新しい取組について

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
104	認定こども園整備事業	順調	終了	平成 28 年度沼田認定こども園開設にて事業終了	保健福祉課
105	幼児期の学校教育・保育の一体的提供体制の確保	順調	継続	平成 30 年度で幼稚園教諭派遣終了	保健福祉課
106	妊娠出産子育て包括支援システムの構築について(新規)	順調	継続	令和元年度「沼田町子育て世代包括支援センター」設置	保健福祉課
107	父親育児支援事業(新規)	順調	継続	子育て支援センター事業として実施	保健福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

子ども・子育て支援と次世代育成支援の施策・事業の推進にあたり、第6次総合計画で掲げたまちの将来像「子どもたちが誇りをもてる ふるさと創造 沼田町」の実現とキャリア教育・子育て関連のプロジェクトである「沼田^こで育^こってよかった！こども応援プロジェクト」の推進に資するよう、本計画の理念（実現テーマ）を次のように定めます。

基本目標については、第1期の「沼田町 子ども・子育て支援事業計画」を継承しつつ、新規追加事項や終了した事業を整理しました。

また、基本施策については、第1期計画の進捗状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、新たな施策・事業も検討・追加し、子育て支援と次世代育成支援の更なる向上、推進に向けて取組を推進します。

実現テーマ

『未来を創る子どもたちを地域ぐるみで愛し、育てよう』
～「沼田^こで育^こってよかった」と思えるまちをめざして～



2 基本的な視点

本計画を作成する上での基本的な視点は、第1期沼田町 子ども・子育て支援事業計画で設定した9つの視点を踏まえ、次のように定めます。

① 子どもの視点

本計画の推進にあたっては、子どもの幸せを第一とし、子どもの権利を尊重するとともに、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を行います。

② 次代の親づくりという視点

子どもは将来家庭を持ち、次代の親になるとの認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

③ サービス利用者の視点

核家族化の進行など、社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援事業に係る利用者のニーズも多様化していることから、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

④ 社会全体による支援の視点

子育ての責任は父母その他の保護者にあるものですが、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めます。

⑤ 仕事と生活の調和実現の視点

結婚や子育てに関する希望を実現するために、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現に向けて、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者と連携をしながら沼田町全体の運動として取組を進めます。

⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点

本計画では、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育てする保護者の孤立化など、多様な問題をふまえ、広くすべての子どもと家庭の支援を目的として取り組みます。

⑦ 地域資源の効果的な活用の視点

本町においてはサークルなどの地域活動団体や社会福祉協議会、その他様々な団体等、また、主任児童委員が活動するとともに、高齢者、障がい者などに対するサービスを提供する事業者、子育て支援などを通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて、豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する取組を進めます。

⑧ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上が必要です。このため、この計画ではサービスの質を評価し、向上させるといった観点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組を進めます。

⑨ 地域特性を考慮する視点

市街中心部と農村部の相違を始め、社会資源の状況など子育てを行う地域の特性は様々であるので、この計画では、行政と地域が協力し、地域に適した取組を進めます。

3 基本目標

基本目標 1

地域における子育て支援の充実

核家族化の進行や共働き家庭の増加等により子育て環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、本町では子育てニーズの多様化に対応する保育サービスの充実と地域全体で子育て・子育て支援ができるよう、公的機関・関係機関等との連携を強化し事業を実施します。

※施策目標は各ライフステージにおける施策の基準となるものです。

施策目標

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 教育・保育事業の充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり

基本目標 2

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

子どもの健やかな成長のためには健康への配慮が必要です。本町では子どもたちの健康の維持と増進に配慮し、特に抵抗力の弱い子どもや母体の保護、子育てに対する負担の軽減を行い、すべての親子が心身ともに健やかに成長できるよう事業を実施します。

施策目標

子どもと母親の健康の確保

基本目標 3

心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもは家庭や学校、地域等のあらゆる場において、様々な関わりを通じて心豊かに健やかに成長していきます。

本町では次代を担う子どもたちへ家庭教育、就学前教育、学校教育、地域資源を活かした教育環境を提供することのできる体制整備に努めます。また、子どもの思春期における学校保健活動との連携に努めます。

施策目標

- (1) 児童の健全育成
- (2) 思春期保健対策の充実

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備

本町では子どもたちが自由に遊び、活動できる場や快適な子育て環境の整備に努めます。

また、育児不安の要因の一つとして、経済的不安があることから、生活環境における経済的負担の軽減を検討します。

施策目標

安心して子育てしながら暮らせる環境の整備

基本目標 5

仕事と家庭との両立の推進

仕事と子育ての両立の実現にむけて、就業者や企業、事業主との連携を図り、子どもを安心して預けられる保育環境の整備が求められています。

本町では、多様な保育ニーズに対応できるよう、通常保育、一時保育、学童保育などの事業を充実させ、仕事と子育ての両立の実現にむけて、就業者や企業、事業主との連携を図り、働きながら子どもたちを安心して育てられる保育環境づくりをめざします。

施策目標

- (1) 仕事と生活の調和実現のための働き方の改革
- (2) 父親育児参加への支援

基本目標 6

子どもの安全確保

本町では事故や犯罪の被害から子どもたちを守る活動を地域と連携・協力して推進します。

施策目標

安心して通園・通学・外出できる環境の整備

基本目標 7

特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

近年、子どもへの虐待は大きな社会問題であり、年々増加の傾向にあります。

本町においても身体的虐待、ネグレクト等の疑いがある案件が発生しており、関係機関との連携を強化して子どもが健やかに暮らせる地域をめざします。

ひとり親世帯については経済的に厳しい状況にある世帯も少なくないことが想定されることから、相談体制の充実や経済支援の充実に努めます。

障がいを持つ子どもたちや発達に不安のある子どもたちがいる家庭が、地域で安心して暮らせるよう、障がいの早期発見、療育の推進に努め、きめ細かいサービスの提供・充実に努めます。

施策目標

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) ひとり親家庭の支援（相談支援・経済支援）
- (3) 障がい児童・発達に不安のある児童のいる家庭への相談支援体制の確保

4 施策の体系

『未来を創る子どもたちを地域ぐるみで愛し、育てよう』
 ～「沼田で育ってよかった」と思えるまちをめざして～

基本目標1
 地域における子育て支援の充実

- 子育て支援サービスの充実
- 教育・保育事業の充実
- 子育て支援のネットワークづくり

基本目標2
 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- 子どもと母親の健康の確保
 (健診・予防接種・健康教育)

基本目標3
 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 児童の健全育成
- 思春期保健対策の充実
 (学校保健活動・思春期教育)

基本目標4
 子育てを支援する生活環境の整備

- 安心して子育てしながら暮らせる環境の整備
 (住宅環境整備・移住定住促進事業)

基本目標5
 仕事と家庭との両立の推進

- 仕事と生活の調和実現のための働き方の改革
 (企業への普及啓発活動等)
- 父親育児参加への支援

基本目標6
 子どもの安全確保

- 安心して通園・通学・外出できる環境の整備
 (防犯対策・交通安全対策・スクールゾーン、キッズ・ゾーンの整備)

基本目標7
 特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

- 児童虐待防止の充実
- ひとり親家庭の支援(相談支援・経済支援)
- 障がい児童・発達に不安のある児童のいる家庭への相談支援体制の確保

① 子どもの視点

② 次代の親づくりという視点

③ サービス利用者の視点

④ 社会全体による支援の視点

⑤ 仕事と生活の調和実現の
 視点

⑥ すべての子どもと家庭への
 支援の視点

⑦ 地域資源の効果的な活用の
 視点

⑧ サービスの質の視点

⑨ 地域特性を考慮する視点

基本的な視点として9つの視点を定め、第1期沼田町子ども・子育て支援事業計画を継承した計画として推進します。

第4章 施策の推進

実施事業一覧

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係 ページ	備考
1 地域における子育て支援の充実	①子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業	保健福祉課	49	
		沼田町子育て交流広場の運営（新規）	保健福祉課	50	
		沼田町子育て世代包括支援センター事業（新規）	保健福祉課	50	
		乳幼児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）	保健福祉課	51	
		養育支援訪問事業	保健福祉課	51	
		利用者支援事業	保健福祉課	52	
		子育て短期支援事業	保健福祉課	52	
		ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	保健福祉課	53	
		一時預かり事業	保健福祉課	53	
		延長保育事業	保健福祉課	54	
		病児保育事業	保健福祉課	54	
		学童保育所事業（放課後児童健全育成事業）	保健福祉課	55	
		実質徴収に係る補足給付を行う事業	保健福祉課	55	
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保健福祉課	56	
		経済支援（各種手当・給付金支給事業）	保健福祉課	56	
		がんばる高校生応援手当	住民生活課	57	
		子育て世帯冬季暖房経費助成	保健福祉課	57	
		妊産婦等外出支援事業（新規）	保健福祉課	58	
	子育てサロン事業	保健福祉課	58		
	②教育・保育事業の充実	子どものための教育・保育給付事業	保健福祉課	59	
		保育料軽減対策事業	保健福祉課	60	
		保育士就業支援助成金事業（新規）	保健福祉課	60	
	③子育て支援のネットワークづくり	子育てに関する情報の提供	保健福祉課	61	
		子育て支援ネットワークの整備	保健福祉課	62	
		こども応援団派遣事業（地域ボランティア育成事業）	教育委員会	62	
		家庭教育支援事業	教育委員会 保健福祉課	63	

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係ページ	備考
2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	子どもと母親の健康の確保	母子健康手帳の交付	保健福祉課	64	
		妊産婦健康診査・交通費助成	保健福祉課	64	
		各種健康教育事業	保健福祉課	65	
		個別支援事業と関係機関連携	保健福祉課	65	
		乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児）	保健福祉課	66	
		5歳児相談会	保健福祉課	66	
		歯科健診、フッ素塗布、フッ化物洗口事業、妊婦歯科健診助成、親子歯科健診	保健福祉課	66	
		定期予防接種事業	保健福祉課	67	
		予防接種（任意）助成事業	保健福祉課	67	
		小児医療体制の確保	保健福祉課	68	
		乳幼児等医療費助成事業	保健福祉課	68	

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係 ページ	備考
3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	①児童の健全育成	図書館事業	教育委員会	69	
		ブックスタート事業	教育委員会	70	
		読み聞かせ事業	教育委員会	70	
		子ども交流ひろば事業	教育委員会	71	
		学習サポート「明日萌」事業	教育委員会	71	
		ジュニアリーダー育成事業	教育委員会	72	
		芸術文化活動支援事業	教育委員会	72	
		自然体験キャンプ事業	教育委員会	73	
		合宿通学事業	教育委員会	73	
		ポータルハーディ派遣事業	教育委員会	74	
		こども悩み相談室	教育委員会	74	
		小学校学力向上対策事業（漢字能力検定料助成）	教育委員会	75	
		中学校学力向上対策事業（漢検・英検の検定料助成）	教育委員会	75	
		学校給食の充実	教育委員会	76	
		小学校学力向上補助教員配置	教育委員会	76	
		小学校スクールカウンセラー配置	教育委員会	76	
		中学校スクールカウンセラー配置	教育委員会	77	
		外国語指導助手人材確保事業	教育委員会	77	
		小中学校 I C T 機器導入・活用	教育委員会	78	
		小矢部市・沼田町青少年交流事業	教育委員会	78	
	小中体力向上事業	教育委員会	79		
	子ども水泳教室	教育委員会	79		
	②思春期保健対策の充実	思春期健康教育	教育委員会	80	
		学校保健活動	教育委員会	80	
		不登校児の適応指導教室開設事業	教育委員会	81	
		薬物乱用防止普及啓発活動	保健福祉課	81	

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係 ページ	備考
4 子育てを支援する生活環境の整備	安心して子育てしながら暮らせる環境の整備	公営住宅の整備	住民生活課 建設課	82	
		公営住宅入居基準緩和の取組	住民生活課	82	
		移住定住促進事業（子育て世代）	産業創出課	83	
		ディスプレイ設置費用助成事業	建設課 住民生活課	83	
		公園管理及び遊び場整備に関する事業	建設課	84	

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係 ページ	備考
5 仕事の両立と家庭との推進	①仕事と生活の調和実現のための働き方の改革	ワーク・ライフ・バランスの実現をめざす取組	産業創出課	85	
		働き方に関する周知・普及啓発活動	産業創出課	86	
		産休・育休明けの認定こども園の円滑な利用の確保	保健福祉課	86	
	②父親育児参加への支援	父親育児支援事業	保健福祉課	87	

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係 ページ	備考
6 子どもの安全確保	安心して通園・通学・外出できる環境の整備	安全確保対策事業（一斉メール送信事業）	教育委員会	88	
		ぬまたっ子サポーター事業	教育委員会	88	
		子ども110番	住民生活課	89	
		防犯協力連携事業（巡回強化依頼）	住民生活課	89	
		安心安全マップ作成事業	住民生活課	90	
		認定こども園・小中学校交通安全教室	住民生活課	90	
		スクールゾーン、キッズ・ゾーンの設定（新規）	教育委員会 保健福祉課	91	
		社会を明るくする運動（深川地区保護司会沼田支部）	保健福祉課	91	

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係 ページ	備考
7 特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進	①虐待防止策の充実	沼田町要保護児童対策地域協議会	保健福祉課	92	
		児童家庭相談	保健福祉課	93	
	②ひとり親家庭の支援 (相談支援・経済支援)	ひとり親家庭への相談支援	保健福祉課	94	
		児童扶養手当給付事業	保健福祉課	94	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	保健福祉課	95	
		福祉資金貸付事業(母子寡婦資金等貸付事業)	保健福祉課	95	
	③障がい児童・発達に不安のある児童のいる家庭への相談支援体制の確保	療育支援体制	保健福祉課	96	
		児童発達支援事業(障がい福祉サービス)の活用	保健福祉課	97	
		児童発達支援事業等の自己負担無料化	保健福祉課	97	
		特別支援教育の推進	教育委員会	98	
		巡回児童相談(療育判定・生活指導)	保健福祉課	98	
		特別児童扶養手当給付事業	保健福祉課	99	
		障がい児福祉手当給付事業	保健福祉課	99	
		障がい児への医療費助成	保健福祉課	99	
		在宅障がい児等施設通所費補助事業	保健福祉課	100	
		難病患者(児)通院費助成事業	保健福祉課	100	
	障がい児補装具支給事業	保健福祉課	101		
障がい児日常生活用具給付事業	保健福祉課	101			

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

① 子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や共働き家庭の増加等により子育て環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、本町では子育てニーズの多様化に対応する保育サービスの充実と地域全体で子育て・子育て支援ができるよう、公的機関・関係機関等との連携を強化し事業を実施します。

地域子育て支援拠点事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

沼田町地域子育て支援センターを中心に、親子交流の場や情報提供、相談・援助を行っています。

令和元年6月に「子育て交流広場」が完成し、事業は主に交流広場で実施しています。これまで以上に事業展開の充実を図り、子育て世帯がより利用しやすい内容の検討が必要です。

【今後の取組】

- 1) 親睦・交流や育児相談等の事業を継続し、就学前児童の健全育成に努めます。
- 2) 遊びを通じた事業を展開し、親子のふれあいや交流の場を提供します。
- 3) 子育てボランティアの育成に努めます。
- 4) 母子保健事業と連携し、各種健診を軸に育児不安の解消やすべての親子が心身ともに健やかに成長できるよう継続して相談に当たります。

【現状と課題】

就学前の子どもの遊び場の提供・子育て家庭同士の情報交換・仲間づくり・子育て相談を目的とした地域子育て拠点施設です。

また、沼田町地域子育て支援センターのサテライト施設となっており、子育て支援事業の拠点としてさらなる活用が求められます。

【今後の取組】

- 1) 利用者のニーズにあった施設となるよう、ニーズ調査等細かく実施していきます。
- 2) 子育てボランティアの育成も行っていきます。

【現状と課題】

近年、出産、育児に対する若い世代の不安は大きなものがあります。本町に住むすべての子どもたちと子育て世帯を包括的に支援し、安心して暮らせる隙間の無いシステムの構築をめざす新たな取組が必要です。

本町では、母子保健に関する専門的な支援機能と、児童福祉分野の子育て支援機能を統合した包括的な支援拠点として令和元年度に「沼田町子育て世代包括支援センター」を設置しました。

【今後の取組】

- 1) 母子手帳交付から、子育て期を通して切れ目のない包括的な支援体制を推進します。
- 2) 関係機関との連携と融合を図り、包括的な支援が実施できるよう推進します。
- 3) 子育てに関する理解が深まるよう、普及啓発活動を行います。

【現状と課題】

新生児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、育児に関する相談や予防接種、健診などの保健サービスを始めとした子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

平成 27 年度から町保健師と助産師による訪問支援事業を開始し、平成 31 年度からは、訪問型産後ケア事業として深川市立病院と委託契約を締結し、助産師からも適切な助言指導を受けられる体制を構築したことで、より手厚い支援を受けられる事業展開をしています。

【今後の取組】

- 1) 今後も事業を継続実施します。
- 2) 子育て世帯と保健師との信頼関係を築く重要な機会としてとらえると同時に、支援が必要なケースについては早期に関係機関と協働し、適切な支援につなげていきます。

【現状と課題】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育力の向上を図る事業です。

平成 30 年度に養育支援ヘルパー事業を立ち上げ、支援の強化を図っています。

また、特定妊婦に対しては、要保護児童対策地域協議会を通じて、警察、児童相談所、医療機関等、関係機関連携の上、母子手帳交付時より必要な支援を早期に開始しています。

【今後の取組】

- 1) 今後も事業を継続実施します。
- 2) 子育て世帯と保健師との信頼関係を築く重要な機会としてとらえると同時に、支援が必要なケースについては早期に関係機関と協働し、適切な支援につなげていきます。
- 3) 適切な支援体制の整備に努めます。

【現状と課題】

子どもたちとその保護者が、認定こども園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所にコーディネーターを配置して支援を行う事業です。

本町ではコーディネーターの配置はありませんが、地域子育て支援センターがその役割を担っております。

今後も適切なサービスを調整するため、必要な事業です。

【今後の取組】

- 1) 事業の適切な運用検討に努めます。
- 2) 支援体制を確保し、円滑な事業展開を検討します。
- 3) 事業の周知を適切に行います。

【現状と課題】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業（原則として7日以内）ですが、本町において現在実績はありません。

今後状況に応じて適切な対応を行う必要があります。

【今後の取組】

- 1) 保護者の事情に配慮した事業実施に努めます。
- 2) 関係機関との連携を図り適切な事業展開に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（保健福祉課）

【現状と課題】

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となって助け合い、地域の子育て支援を行う会員組織です。

沼田町地域子育て支援センターの事務所に配置されたコーディネーターが、会員による援助活動が円滑に行えるよう連絡、調整を行うこととしていましたが、現在登録されている会員はいるものの、近年事業の実施実績はありません。

今後、体制を整え取り組んでいきます。

【今後の取組】

- 1) 組織の見直し、体制の整備に努めます。
- 2) 講習会を実施し、会員の確保に努めます。

一時預かり事業

（保健福祉課）

【現状と課題】

沼田認定こども園に業務委託を行い、就学前までの子どもを預かる「一時預かり事業」を実施しています。保護者の疾病・就業・リフレッシュ目的等、理由を問わずに利用できますが、週3日又は月14日までの利用が可能で、平日の利用を原則としています。利用料は、平成30年度より無償化しています。

現在、多様な事由により、広く就学前児童の保護者に利用されていますが、受け入れ体制が課題となっています。

【今後の取組】

- 1) 今後も一時預かり事業を継続実施します。
- 2) 適切な利用調整に努め、子育て世帯が利用しやすい環境の整備に努めます。

【現状と課題】

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育園の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等の施設を使い保育を実施する事業です。

本町では延長保育を実施していませんが、事業所における柔軟な対応によりサービスが実施されており、延長保育検討は、保育士確保と利用者数の推移を見ながら検討が必要です。

【今後の取組】

- 1) 延長保育のニーズを今後も適切に把握し、事業検討を継続して行います。
- 2) 関係機関と連携を図り、適切な事業展開に努めます。

【現状と課題】

病気の子どもを病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士等により、一時的に保育等する事業です。現在は医療機関との連携協力、専門スペースの確保、看護師の常駐などの課題から事業の実施には至っていません。

今後はニーズ調査などの検討が必要です。

【今後の取組】

- 1) 病時の保育ニーズ等を適切に把握し、事業の検討を継続して実施します。
- 2) 関係機関と連携を図り、適切な支援に努めます。

【現状と課題】

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に、小学校に併設された学童保育施設「こどもっくる」を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現在は小学校全学年が利用可能となっておりますが、見守り中心の保育となっていることから、令和2年度より運営を専門事業者に委託し、様々なプログラムを実施することにより、学びの場の提供等、保育の質の向上を図ります。

【今後の取組】

- 1) 今後も適切な事業運営に努めます。
- 2) 児童の健全育成事業の拡充を図ります。
- 3) 業者への業務委託により、学童保育所の質の向上を図ります。

【現状と課題】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入費、行事参加費等を助成する事業です。

本町において現在事業実績はありません。

【今後の取組】

本町において保育料は、子育て支援のため、国の制度に先んじて平成30年度より完全無償化しています。今後、補足給付については、保護者の世帯の状況などを勘案しつつ、事業検討を行います。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【今後の取組】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業検討を行います。

経済支援（各種手当・給付金支給事業）

(保健福祉課)

【現状と課題】

子育て家庭の子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、国・道の動向を踏まえ、児童手当や各種制度が適切に利用されるように対応しています。

【今後の取組】

- 1) 今後も適切な給付事業を行います。
- 2) 町独自の経済支援等の評価・検討を行い、住みやすい環境の整備に努めます。

【現状と課題】

子育て環境の向上を図るため、高等学校又は高等専門学校等に就学する生徒の保護者等に対して、「がんばる高校生応援手当」として高校生 1 人あたり月 10,000 円を支援しています。

町内に高校等の施設が存在せず、町外へ通学することが必要で、子育て世帯の負担も大きくなることが考えられることから、事業の継続が必要です。

【今後の取組】

今後もニーズ等を適切に把握し、継続実施します。

【現状と課題】

町に居住する義務教育終了前までの子どもたちを養育している家庭に対し、冬期間の暖房経費の一部を助成することで、経済的な負担軽減及び健全な子育てが行われる家庭環境づくりに向けた支援をしています。

【今後の取組】

今後もニーズ等を適切に把握し、継続実施します。

【現状と課題】

妊産婦及び子育て世代の孤立化は、うつ病発症や子どもへの虐待、子どもの発達遅延等の原因となることから、予防する必要があります。

タクシーチケットを交付し、妊産婦及び乳児の外出を支援することで、日常の外出の負担感が軽減され、各種子育て支援事業の利用や外出機会の増加、さらには「孤育て（孤立した子育て）」の予防を図ります。

【今後の取組】

妊産婦等のニーズ等を適切に把握し、事業を実施します。

【現状と課題】

現在子育てに取り組んでいる保護者のストレスを解消し、地域の親子が気軽にふれあい交流する場を提供しています。

また、子育てを支援してくれる団体の構築と育成をめざして、地域住民自らの発想や提案により子育て支援事業を実施する事業です。

本町では、子育てサロン事業を地域の協力を得ながら継続して実施しています。今後も地域の支援員の協力を得ながら、継続して運営していく必要があります。

【今後の取組】

- 1) 今後も事業を継続実施します。
- 2) 参加者が増えるよう、事業内容の検討を行います。
- 3) 支援員の育成をめざし、地域への働きかけに努めます。
- 4) 対象となる親子への周知や案内を適切に行い、情報を発信します。

② 教育・保育事業の充実

共働き世帯の増加や就労態様の多様化に伴い、求められている保育施設のニーズも多様化しています。

保護者の就労態様やライフスタイルの多様化に対応できるように、育児と仕事の両立を支援し、安心して子どもが育てられるよう、病児保育、障がい児保育、休日保育などニーズに応じた保育サービスの充実を検討します。

当町においては、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、沼田認定こども園を運営する社会福祉法人に対し、幼児教育部門の責任者であり園長の補佐役となる、教育に精通した有資格者を副園長として配置するために補助を行っています。

今後においては、国際化に伴い外国人幼児などが円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うことが求められます。

さらに、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う子育て施設等の利用給付の円滑な実施と確保に努めます。

子どもための教育・保育給付事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

本町では、平成 28 年度より幼保一元事業として認定こども園事業を開始しました。

それまでの沼田幼稚園と沼田保育園の機能を併せることで、教育・保育を一体的に行えるようになり、複数年の幼児教育と、0 歳から切れ目のない保育を一体的かつ弾力的に提供しています。幼児教育の継続のため、副園長の人材に係る支援を認定こども園に行っています。

【今後の取組】

- 1) 子どもたちの成長に合わせた幼児教育と保育を一体的に提供します。
- 2) 小中学校への連続性を確保するため、こども園・小中学校一貫を考慮した教育（保育）の提供に努めます。
- 3) 幼児教育部門の責任者であり園長の補佐役となる、教育に精通した有資格者を副園長として配置するために補助を行っていきます。
- 4) 外国人幼児の対応については関係機関で連携し、適切な対応に努めます。
- 5) 認定こども園等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保等に努めます。
- 6) 入園児童数の動向を注視し、必要に応じ定員の拡大を検討していきます。

【現状と課題】

本町では、平成 29 年度まで保育料を国基準の 8 割軽減、第 2 子以降無料としていましたが、平成 30 年度より保育料の完全無償化を実施しています。

国においても令和元年 10 月より 3 歳以上の保育料が無償化となりました。

【今後の取組】

地域の保育施設利用等のニーズを把握し、子育てしやすい環境の整備に努めます。

【現状と課題】

沼田認定こども園の保育料無償化に伴い、子どもを預け、就労を希望する母親が増加しています。そのため 0 歳～2 歳の入園児が増加傾向にあり、適正な保育を行うためには、保育士の確保が必要となっています。

全国的にみても慢性的な保育士不足となっており、また、新卒の保育士も減少傾向にある中、沼田認定こども園に就業する保育士に対し、就職支度金、就業支援金、住宅準備支援金を支給することで、安定的な保育士の確保を図ります。

【今後の取組】

- 1) 保育士確保のため、管内へ P R を実施します。
- 2) 認定こども園と連携して情報収集を行い、保育士の確保に努めます。

③ 子育て支援のネットワークづくり

子育てを地域で支えるために、地域と保育・教育機関、子育て支援拠点施設、学校などが連携を図り、子育てに関する情報や活動に関する情報を保護者と共有し、協力して子育てを支援することが重要です。

また、子どもを育てている家庭に支援サービス・保育サービスを適切に提供し、子育てサークルの育成や子どもたちを支援するネットワークを作っていくことも、子育て環境の充実に必要となります。

子育てに関する情報の提供

(保健福祉課)

【現状と課題】

教育委員会、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、認定こども園、学童保育等より情報を発信し、適時PRを実施しています。

また、制度の改正や新たな制度の周知等についても広報紙、お知らせ版などとともに、子育て支援センターの情報紙を利用し周知に努めています。

令和元年6月に子育て交流広場が完成したことから、地域子育て支援拠点として、子育てに関する情報発信を積極的に行っていく必要があります。

【今後の取組】

- 1) 本町の広報紙における周知を継続して進めます。
- 2) 各関係機関の機関紙を利用した周知を継続して進めます。
- 3) 制度改正等の情報を適時提供します。
- 4) 本町のホームページなどへ掲載し、より多くの方への情報発信に努めます。
- 5) 説明会や懇談会など、状況に応じた説明の機会を設け、わかりやすい情報発信に努めます。
- 6) 子育て交流広場による情報発信を積極的に行っていきます。

【現状と課題】

子どもたちを支える機関（地域・行政・医療機関・保育事業者・学校関係など）との連携は、現在も随時連絡を密に図り実施しています。

今後は地域全体で支える仕組みの充実を図るネットワークの整備を検討する必要があります。

【今後の取組】

行政、地域、医療機関、療育機関、認定こども園、幼稚園、保育所、子育て支援拠点施設などの関係機関とのネットワークを充実し、子育て家庭だけでなく出生前からの支援を充実させるなど、サービスの質の向上を図ります。

【現状と課題】

次世代を担う子どもたちが、体験・伝承遊びや芸術文化・スポーツを通じて、『生きる力』を育み、異年齢の子ども同士が交流できる場となるよう「子ども交流ひろば」事業を本町では行っています。

本事業の実施については、こども応援団（地域ボランティア）を募り、地域の教育力や技術を提供いただきながら事業を行っています。今後も多くの方々の登録を受けて事業実施することが必要となります。

【今後の取組】

- 1) ボランティア育成事業の周知を適切に実施します。
- 2) こども交流ひろばを通じた事業を展開し、地域ボランティアの育成を推進します。
- 3) 関係機関（学校・PTA・社会教育関係・文化連盟他）との連携を図り、人材の確保に努めます。

【現状と課題】

家庭での生活や習慣は教育の原点であり、子どもたちを育むうえでの出発点です。

未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、家庭教育を支援する取組を行う必要があります。

本町では、親支援の一環としてマタニティークラブや地域子育て支援センター事業などで子育てや生活の助言などを実施しています。

今後は、子どもたちの習慣の見直しや子どもとの接し方・ふれあい方法など、子どもたちがより楽しく成長できるよう助言を行えるような取組が必要です。

また、子どもの権利擁護に関して、令和2年4月1日より、児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことにより、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されることから、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や、体罰によらない子育てに関する理解が地域社会に広まるよう、沼田町要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関と連携し、普及啓発を行っていく必要があります。

【今後の取組】

- 1) マタニティークラブ・地域子育て支援センター事業など既存事業は継続し、充実に向けた検討を行います。
- 2) 生活習慣の見直し方法や、子どもたちとのコミュニケーション方法など、保護者が家庭において必要な情報や手法を学習する場の提供に努めます。
- 3) 子どもたちへ遊びを提供し、親子で一緒に行い、ふれあえる時間を提供し、子どもたちの成長を育みます。
- 4) PTA 連合会研究大会との共催、家庭教育講座を開催します。
- 5) 体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、沼田町要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関と連携し、普及啓発活動を行います。

基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

子どもと母親の健康の確保

母子の健康保持・増進は、健やかな育児環境の確保が重要です。

妊娠から出産、新生児期及び乳幼児期を通し、母子ともに健康で、健やかに成長発達できるよう、健康診査や訪問指導、育児不安の軽減を図る等、継続した支援体制を確保しなければなりません。

本町では、平成 31 年 4 月に「沼田町子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠出産の支援を推進しています。

母子手帳の交付

(保健福祉課)

【現状と課題】

妊婦に対し、申請に基づいて母子健康手帳を交付しています。

この手帳は、妊産婦健康診査、分娩、乳幼児健診、予防接種、保健指導など必要に応じて書き入れ一生に渡り役立つものです。

現在、母子健康手帳未交付のまま出産に至った例はありません。また、交付時には必ず面談し、個別支援に努めています。妊娠、出産、子育てに困難が予測される場合は、各関係機関と連携の上、必要な支援を早期に開始しています。

【今後の取組】

- 1) 母子手帳交付時から個別支援を開始します。
- 2) 必要時、関係機関と連携を図り、適切な支援に努めます。

妊産婦健康診査・交通費助成

(保健福祉課)

【現状と課題】

妊娠中の異常の早期発見と、適切な支援のため、妊産婦健康診査受診券を発行し、受診勧奨しています（超音波検査含む）。本町では国が定める 14 回を超過した分、更には精密検査費用も全額助成しています。

全国的な医師不足により、道内でも分娩医療機関が集約され、本町が属する第 2 次医療圏内には、その設置がありません。そのため定期受診の機会を確保することから、妊

産婦健康診査等に要する交通費を助成しています。

【今後の取組】

- 1) 妊産婦健康診査事業の継続を行います。
- 2) 未受診者への受診勧奨を行います。
- 3) 妊産婦健診等交通費助成を継続します。

各種健康教育事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

乳幼児の健やかな成長発達と、子育て負担の軽減のため、正しい知識の普及啓発や、個別の助言指導を行います。

妊婦を対象に、栄養・保健指導を行う「マタニティークラブ(母親学級)」、子育て支援センターによる各種子育て事業等、専門職が連携し実施しています。

【今後の取組】

- 1) 利用ニーズを適切に把握し、事業を継続して行います。
- 2) 正しい情報の普及啓発に努めます。

個別支援事業と関係機関連携

(保健福祉課)

【現状と課題】

妊娠、出産、子育ては個別性の高いことであるため、妊産婦及び乳幼児を対象にした健康診査や健康教育に加え、訪問や健康相談等の個別支援に努めています。

全妊婦、産後1か月以内を目安として全産婦・新生児、乳幼児健診にて経過観察を要するケース、発達支援を要するケース、養育困難ケース等には、保健師、栄養士が訪問し、医療機関や発達支援専門機関、児童相談所等の関係機関と連携を図っています。

【今後の取組】

- 1) 継続して個別支援を要するケースの把握に努めます。
- 2) 必要に応じ、各種関係機関と連携を図り個別支援を行います。

【現状と課題】

子どもたちが心身ともに健やかに成長発達できるよう、また、保護者が安心して適切な育児をすることができるよう乳幼児の健診を行っています。

これにより、子どもの異常を早期に発見し、適切な医療や療育を早い時期から受けることができます。子どもの成長発達が促され、望ましい生活習慣が確立されるよう支援しています。

また、保護者が気軽に育児相談できる環境を作り、育児の孤立化防止に努めています。乳幼児健診未受診者には必ず個別訪問し、その状況を把握しています。

【今後の取組】

- 1) 受診率 90%以上を継続します。
- 2) 要経過観察・精密検査児の継続支援を行います。
- 3) 育児相談会の場としても活用します。

5歳児相談会**（保健福祉課）****【現状と課題】**

5歳児を対象に、心身の成長発達の相談機会として、平成 29 年度より実施しています。乳幼児期後期のため個人差が大きく、これにかかわる専門的なスキルが求められています。

【今後の取組】

実施方法、内容等継続して検討していきます。

歯科健診、フッ素塗布、フッ化物洗口事業、妊婦歯科健診助成、親子歯科健診（保健福祉課）**【現状と課題】**

乳幼児期のう歯予防を目的として、歯科健診・フッ素塗布事業（町内歯科医院委託）、沼田認定こども園におけるフッ化物洗口事業に取り組んでいます。

本町は全国・全道と比較して、乳児のう歯罹患率が高いことから、令和元年度から妊婦歯科健診助成、乳幼児健診における親子歯科健診の取り組みを開始し、家族ぐるみの

歯科保健を推進しています。

【今後の取組】

- 1) 歯科健診・フッ素塗布・フッ化物洗口事業を継続して実施します。
- 2) 妊婦歯科健診、親子歯科健診を継続して実施します。

定期予防接種事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

感染症のまん延、合併症を予防するため、予防接種法に基づき、接種を勧奨しています。

未接種に対しては、電話等で個別に勧奨しており、受け忘れによる未接種は少なくなっています。

【今後の取組】

定期予防接種事業の周知と未接種への勧奨を行います。

予防接種（任意）助成事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

本町では、予防接種法で定められている定期予防接種以外のワクチンについても、その接種費用を助成しています。

【今後の取組】

任意予防接種助成事業を実施します。

【現状と課題】

北空知圏域には、小児科標榜開業医院が1か所あります。また深川市立業院には週3回出張医による小児科外来診療が開設されています。いずれも入院病棟がないことから、その必要性が生じた場合は、第3次医療圏を利用することになるため、保護者の負担は大きいものになっています。

小児救急医療体制は、北空知管内1市4町で上川圏域と協定しています。また、北空知管内の小児科医、行政、児童福祉施設、幼児教育施設が連携した「北空知乳幼児保健協議会（事務局：深川医師会）」を設置し、小児の健康課題にかかわる協議や情報共有を図っています。

【今後の取組】

- 1) 北空知管内の小児医療体制の確保と広域連携に努めます。
- 2) 北空知乳幼児保健協議会への参画を行います。

【現状と課題】

乳幼児等医療費の一部を助成することにより、子どもたちの疾病の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ります。令和元年度より対象年齢を18歳までに拡大しました。

【今後の取組】

子育て世代の経済的支援及び子どもたちの健康増進を進めるため、今後も継続して実施します。

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 児童の健全育成

本町では児童数の減少より、子どもたちにとって遊びを通じた仲間関係の形成や、児童の社会性の発達などに大きな影響を及ぼしているところです。

この様な中で、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域の住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりは必要です。

今後は、児童の健全育成の拠点施設（ゆめっくるなど）について、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供できる体制づくりが必要です。

図書館事業

(教育委員会)

【現状と課題】

図書館事業を開催し、実際に図書に触れる機会を作ることで、子どもたちの読書習慣や図書館の利用増進を図ってきました。

また、図書館ボランティアを育成し、町民と共につくる図書館をめざしており、図書館ボランティアの方と一緒に事業を進めています。

今後はボランティアの登録を増やし、子どもたちの図書館の有効利用を促進するとともに、さらに充実した図書館事業を展開する必要があります。

【今後の取組】

- 1) 現在の図書館事業を継続して行います。
- 2) 図書館事業の充実に向けた検討を行います。
- 3) 図書館ボランティアを育成し、図書館事業の充実を図れるよう努めます。

【現状と課題】

ブックスタートは、子どもたちが「絵本」にふれあう機会を提供し、子どもたちと保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを作る事業です。

本町では各種健診時に図書館司書並びに専門員、子育て支援センター専門員による事業を行っています。

今後はより多くの子どもたちへ本とふれあう機会を提供できるよう努める必要があります。

【今後の取組】

各種健診時におけるブックスタート事業を継続して行います。

【現状と課題】

色々な図書への興味や豊かな感性を育むことを目的として、地域外より移動図書館や読み聞かせ講師の招聘などの事業を行っています。

今後も定期的な開催や内容の充実を図る必要があります。

【今後の取組】

- 1) 移動図書館事業を継続して進めます。
- 2) 招聘する講師を調整し、子どもたちに楽しい時間と興味を提供できるよう努めます。
- 3) 地域のボランティアを活用した事業の実施を検討します。
- 4) 広報誌への掲載や、本町のホームページなどを利用し、積極的な情報発信に努めます。

【現状と課題】

次世代を担う子どもたちが、体験・伝承遊びや、芸術文化・スポーツを通じて、『生きる力』を育み、異年齢の子ども同士が交流できる場となるよう「子ども交流ひろば」を本町では行っています。

事業の実施については、地域の教育力や技術を提供いただける人（こども応援団）の援助により運営しており、今後も多くの人たちの登録を受けて事業実施することが必要となります。

【今後の取組】

- 1) 子ども交流ひろば事業を継続して実施します。
- 2) ボランティア育成事業の周知を適切に実施します。
- 3) 子ども交流ひろばを通じ、地域ボランティアの育成を推進します。
- 4) 関係機関（学校・PTA・社会教育関係・文化連盟他）との連携を図り、人材の確保に努めます。

【現状と課題】

本町では、児童生徒の一層の学力の向上をめざし、日常の放課後及び長期休業中の学習サポート事業を実施しています。

北海道教育庁の学校サポーター派遣事業を活用した長期休業中のサポートと、町独自の日常の学習サポートを「明日萌」事業として、子どもたちの学習支援を実施しています。

今後は、地域人材の活用や内容の充実を図るなど、事業の活性化が必要です。

【今後の取組】

- 1) 事業の周知を適切に実施します。
- 2) 学習支援にあたる学習サポーターの確保に努めます。
- 3) 関係機関（学校・PTA・社会教育関係他）との連携を図り、積極的な事業の展開を図ります。

【現状と課題】

主に小学生・中学生を中心とした次世代を担う子どもたちが、地域でリーダーシップを発揮し行事に参加したり、活動を主体的に行うことができるよう研修活動や支援活動を実施しています。

今後も、研修事業等を通じて社会参加や地域における子どもたちの生活のあり方について学ぶ場を提供する必要があります。

【今後の取組】

- 1) ジュニアリーダー研修及びその他活動について事業を継続します。
- 2) 子どもたちの地域における社会活動への積極的参加を促し、地域ボランティア育成を推進します。
- 3) 関係機関（学校・PTA他）との連携を図り、人材の確保に努めます。

【現状と課題】

文化の成熟が進み、本当の満足感を求める時代の中、子どもたちに「本物の舞台芸術を身近に触れる機会」を提供することにより、芸術を愛する心を育て、豊かな情操を育むことを目的として事業を実施しています。

今後も町内で芸術に容易に触れる機会を設けることで、舞台芸術等が身近で鑑賞できるよう、事業を推進する必要があります。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続し適切な運営に努めます。
- 2) 鑑賞する舞台芸術等を適切に検討し、子どもたちの豊かな感情を引き出せる環境を提供します。
- 3) 事業実施にあたり、ボランティア支援員等の体制を確保できるよう努めます。

【現状と課題】

子どもたちが例年道内でのキャンプ体験を通じ、親元から離れ基本的な生活習慣を身に付ける機会であり、異学年との交流を深めながら、心身たくましく成長するよう実施してきました。

また、体験活動のフィールドを使い、中学生・高校生のシニアリーダーは、参加者の協力を得て事業を行えるようリーダーシップを発揮し、活動経験を積むなど、新たなリーダーを養成する事業でもあります。

年々、参加者が減少傾向にあることから、今後も子どもたちに様々な体験を提供するため、充実した事業実施が求められています。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続し適切な運営に努めます。
- 2) 事業内容の検討を深め、より充実した体験事業となるよう努めます。
- 3) 事業実施にあたり、ボランティア支援員等の体制を確保できるよう努めます。

【現状と課題】

町内の宿泊施設へ合宿し、普段は親と暮らす子どもたちに児童だけの共同生活の機会を与え、衣・食・住といった日常生活に必要なものを改めて考えなおし、普段の生活に必要な能力や、お互いの立場・役割を理解し、協力して生活できる子どもを育む事業として実施しています。

子どもたちは合宿期間中にいろいろな体験を通じ成長しており、今後もこのような体験が子どもたちにとって有意義なものであるよう求められています。

令和元年度、実行委員会の体制や、実施時期・期間・内容などを見直しましたが、実施には至りませんでした。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続し適切な運営に努めます。
- 2) 時期を検討し、より多くの児童が参加できるよう努めます。
- 3) 内容を検討し、充実した合宿体験となるよう検討します。
- 4) 実施にあたり、ボランティア支援員等の体制を確保できるよう努めます。
- 5) 関係機関（学校・PTA他）との連携を図り、適切な運営に努めます。

【現状と課題】

中学生を姉妹都市カナダ・ポートハーディ地区へ派遣し、両都市の友好親善を図るとともに、現地での学校訪問や子どもたちとの交流を中心とした学習活動を行い、ホームステイを通して外国の生活文化に対する理解を深め、語学力、コミュニケーション能力を高めることを目的として事業を実施しています。

今後も子どもたちに国際社会への関心と異文化交流を深め、国際性豊かな青年となるよう育成に努める必要があります。

【今後の取組】

- 1) 事業の継続を検討し、適切な運営に努めます。
- 2) 時期を検討し、より多くの参加者を募れるよう努めます。
- 3) 関係機関（学校・PTA他）との連携を図り、適切な運営に努めます。

【現状と課題】

子どもたちや、子どもを持つ保護者や関係者からの悩み事の相談などに応じています。子どもたちの生活や学習に対する不安などを受け止め、適切なアドバイスを行っています。家庭では話せない悩みや学校でのトラブルなど子どもたちが抱える問題に対し、教育委員会・保健福祉課などに窓口を開設し、支援にあたっています。

今後も多様な相談案件に対応する窓口が必要です。

【今後の取組】

- 1) 相談窓口の周知に努めます。
- 2) 相談支援を実施する担当員研修などを活用し、教育相談技術の向上を図ります。
- 3) 関係機関（北海道・学校・PTA他）との連携を図り、安心して頼れる窓口の運営に努めます。

【現状と課題】

沼田小学校児童の現状として、全国学力・学習状況調査から、全道、全国平均を上回る結果も見られるなど、継続した取組が実を結んでいます。家庭における学習時間が少ない傾向にあります。

【今後の取組】

漢字能力検定を活用し、課題である学習習慣の定着と国語力向上を図るため、全学年全児童を対象とし、年3回実施される漢字検定のうち1回分の受験料を全額助成し、卒業時まで5級合格をめざします。

【現状と課題】

沼田中学校生徒の現状として、全国学力・学習状況調査から、全道、全国平均を上回る結果も見られるなど、過去からの取組が実を結んでいます。家庭における学習時間が少ない傾向にあります。

【今後の取組】

- 1) 漢字能力検定を活用し、課題である学習習慣の定着と国語力向上を図るため、全学年全生徒を対象とし、年3回実施される漢字検定のうち1回分の受験料を全額助成し、卒業時まで3級合格をめざします。
- 2) 英語検定を活用し、課題である学習習慣の定着と国際社会を生き抜く力を養うため、全生徒を対象とし、年3回実施される英語検定のうち1回分の受験料を全額助成し卒業時まで3級合格（中学卒業程度）をめざします。

学校給食の充実

(教育委員会)

【現状と課題】

平成 27 年度に、これまで副食のみの給食を提供していた北空知学校給食組合が解散し、新たに北空知圏学校給食組合（深川市内）が設置されました。

【今後の取組】

今後も北空知圏学校給食組合において主食を含めた完全給食を提供します。

小学校学力向上補助教員配置

(教育委員会)

【現状と課題】

子どもたちの学力向上を図る上で、基礎基本の確実な定着と応用力の育成を図ることが重要であることから、学校教職員数の充実が必要です。

【今後の取組】

きめ細かな学習指導を複数の教員で行うことが学力向上において非常に有効であることから、補助教員を雇用できる体制を確保します。

小学校スクールカウンセラー配置

(教育委員会)

【現状と課題】

社会情勢の多様化により、様々な問題を抱える児童が増加しています。沼田小学校においても専門家のカウンセリングが必要な児童・保護者が増加傾向にあり、保護者よりカウンセリングを求める声も出てきています。

【今後の取組】

月 1 回程度、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受ける場を提供し、子どもたちとその保護者の相談を受け、フォローしていきます。

【現状と課題】

社会情勢の多様化により、様々な問題を抱える生徒が増加しています。沼田中学校においても専門家のカウンセリングが必要な生徒・保護者が増加傾向にあり、保護者よりカウンセリングを求める声も出てきています。

【今後の取組】

北海道教育委員会が実施しているスクールカウンセラー活用事業（道負担）を活用し、月 1～2 回程度スクールカウンセラーが来校することで、子どもたちとその保護者の相談を受け、フォローしていきます。

【現状と課題】

聞く・話すことを中心に英語指導にあたり、対話経験を通じて児童生徒の英語への興味・関心を深めコミュニケーション能力を高めること、同時に異文化・国際理解に対する意識や関心を高めて国際感覚を養うことを目的に、事業を実施してきました。

今後も子どもたちの学力向上及び意識啓発等も含め事業の継続が必要です。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続実施します。
- 2) 適切な人材の確保に努めます。

【現状と課題】

児童生徒の学力向上のため、I C T 機器を活用し、子どもたちの理解や知識の定着を図り、効率的・効果的な授業づくりを進めていくことが必要です。

本町では、小中学校に電子黒板、タブレット、実物投影機、デジタル教科書等を導入し、子どもたちに I C T 機器を活用して効率的で効果的な「わかる授業」の実践を行っています。

【今後の取組】

今後も子どもたちに I C T 機器を活用して効率的で効果的な「わかる授業」の実践のための機器導入を国・北海道の導入方針に沿って推進します。

【現状と課題】

姉妹都市提携を結ぶ本町と富山県小矢部市の中学生が生徒同士の親睦を深め、両市町の交流の絆を築き、まちづくり、人づくりにつなげる必要があります。

本町では交流事業を通して未来を担う子どもたちが友情と親睦を深め、お互いの歴史や文化に触れる事業を実施しています。本事業は今後も子どもたちの感情豊かな発達及び両市町の振興発展に必要です。

【今後の取組】

(交互受入による隔年実施)

- 1) 小矢部市の中学生を招待し、歓迎交流会、当町最大のお祭り「夜高あんどん祭り」において中学校の山車への参加及びお祭り見学、ホームステイ先の家族との交流を実施します。
- 2) 小矢部市を訪問（小矢部ロータリークラブ主催）し、生徒同士の親睦を深め、両市町の交流を深めます。

【現状と課題】

小学校5年生・中学校2年生を対象とした令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣状況調査では、小学校においては、「握力」「20mシャトルラン」「ソフトボール投げ」「上体起こし」「反復横跳び」で全国平均を上回りましたが、「立ち幅跳び」「50m走」「長座体前屈」では全国平均を下回る結果となりました。

一方、中学校においては「上体起こし」「ハンドボール投げ」では全国平均を上回りましたが、「握力」「20mシャトルラン」「反復横跳び」「立ち幅跳び」「50m走」「長座体前屈」と多くの項目で全国平均を下回る結果となりました。

【今後の取組】

- 1) 小学校において、体育授業等でコーディネーショントレーニングを継続実施します。
- 2) 休み時間・放課後等における体力づくり活動を展開します。
- 3) 少年団活動への参画を推奨します。

【現状と課題】

初心者（ジュニア）期は、水泳の基礎を築く上で非常に大切な時期であり、子どもの技術・体力に合わせた指導をすることが重要です。

本町では水泳の基礎を築く水泳指導等を行っています。今後も年齢期に合わせた指導が必要です。

【今後の取組】

4歳児～小学校4年生までのジュニア期に、それぞれの技術・体力に合わせて専門家が指導します。

- B & G公認センターインストラクターによる指導（町直営）
 - ① アクアリズム（対象：4歳児～5歳児）
 - ② 水なれ水泳教室（対象：4歳児～5歳児）
 - ③ 特別レッスン（対象：5歳児～小学校4年生）
- 日本体育協会認定水泳教師による指導（委託事業）
 - ① わんぱく水泳指導（対象：4歳児～小学校4年生）
 - ② チャレンジ水泳指導（対象：4歳児～小学校4年生）

② 思春期保健対策の充実

子どもたちは、それぞれ成長過程で生命の大切さや母性・父性が芽生えるとともに、思春期を経験し、身体の変化を経て成長します。

本町では、次代の親となる子どもたちに心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応など正しい知識を提供する取組を行います。

思春期健康教育

(教育委員会)

【現状と課題】

子どもたちが将来にわたって自分の身を守る力を身に付けることができるよう、各年代で「自分の身を守ること」「自分の大切さ」を学ぶ場として、学校現場で取り組んでいます。

【今後の取組】

- 1) 子どもたちの学習機会を確保し正しい知識の普及に努めます。
- 2) 関係機関との連携を図り、情報の提供と共有に努めます。

学校保健活動

(教育委員会)

【現状と課題】

学校において、子どもたちの健康保持・増進、活動に必要な健康や安全への配慮、自己や他者の健康の保持増進を図る力を育成することは、学校生活を送るうえで必要な要素です。

本町では養護教諭を中心とした保健事業を、子どもたちが心身健やかに成長できるよう支援していきます。

【今後の取組】

子どもたちが心身健やかな成長を遂げられるよう、養護教諭を中心とした保健活動を支援し、適切な取組を行います。

【現状と課題】

学校に登校できないでいる子どもを支援するため、適応指導教室で、外出の機会や学習・生活の場、人とのふれあいの場を提供します。

少人数の温かい雰囲気の中で、様々な活動を通して社会性や自立心を養い、集団生活への適応力を高め、学校復帰などに向けた支援を行います。

本町に現在適応指導教室はなく、適応指導教室設置へ向けた検討を行っていく必要があります。

【今後の取組】

- 1) 適応指導教室設置へ向けた検討を行います。
- 2) 対象となる親子への対応や情報提供を適切に行います。
- 3) 関係機関との連携を図り、情報の共有に努めます。

【現状と課題】

若者の薬物乱用の背景には、シンナーや覚醒剤、大麻などの薬物が簡単に手に入るようになってきていること、「一度くらいなら害はない」「個人の自由だ」という薬物乱用の危険性に対する誤解や罪悪感の希薄化があると言われてしています。

最近では、「合法ドラッグ」などと称し、「合法ハーブ」など、危険ではないように偽装した薬物が広く売られています。

特に、インターネット、自動販売機など子どもの手に届きやすい販売方法が広がっており、注意が必要です。

本町では薬物から子どもたちを守るために薬物に対する正しい情報・知識の提供と、普及啓発活動を進めています。

【今後の取組】

- 1) 今後も普及啓発活動を継続実施します。
- 2) 子どもたちや保護者へ正しい知識と情報を提供します。
- 3) 関係機関と連携を図り情報の共有に努めます。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てしながら暮らせる環境の整備

子育て世帯への経済的支援等と併せて、人口減少・少子化対策には町の中の住む場所についても対策が求められます。他の子ども・子育て支援施策と連携し、子ども・子育て世帯が安心して快適に暮らし続けることができる住環境整備の推進が必要です。

また、子どもたちの外出や、子どもたちの通学、遊び場などへの移動など、日々の生活環境が安全で、道路や施設を大切に利用してもらえるよう地域と連携を図り、安心安全なまちづくりをめざします。

公営住宅の整備

(住民生活課・建設課)

【現状と課題】

現在の公営住宅は老朽化しているものも多数あり、今後の子育て世帯にとって生活しにくい環境となっています。

また、市街地区に公営住宅が少ないことから子どもたちの生活する場としての利用が難しく、今後計画段階での検討が必要です。

【今後の取組】

- 1) 公営住宅建設計画を策定する際に、子育て世帯のニーズを反映するよう検討します。
- 2) 各種計画に沿い、段階的な住宅支援が行えるよう努めます。

公営住宅入居基準緩和の取組

(住民生活課)

【現状と課題】

収入基準が原則ある公営住宅の入居者資格において、本来入居対象とする所得の範囲にある人の入居を妨げることがない範囲で、子育て世帯や若年世帯も入居ができるように配慮した基準を検討する必要があります。

【今後の取組】

入居基準緩和に向けた取組に努めます。

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進む中、町では移住定住を応援するため、住宅の新築、購入、改修等について全国でも高水準の奨励金制度を実施しています。

中学生以下の子どもを養育する子育て世代へは、新築では子ども1人につき50万円、中古住宅の購入についても子ども1人につき25万円が加算され支給されます。

子育て世代の移住定住を促進するため、本事業について全国にPRする必要があります。

【今後の取組】

- 1) 本町のホームページにおいて移住定住情報の紹介を継続実施します。
- 2) 空き家情報の紹介を継続実施します。
- 3) 本町のホームページの充実を図ります。

【現状と課題】

本町に住む子育て世帯で、中学生以下の子どもたちのいる家庭に対し、ディスプレイを設置する際に費用の一部を助成しています。（1件50,000円）

【今後の取組】

- 1) 費用の助成を継続実施します。
- 2) 制度の周知等を適切に実施します。

【現状と課題】

現在、市街地に児童公園はなく、子育てアンケートにおいても屋外での遊び場が求められています。

既存の公園については、公園管理業務委託による適切な維持管理と状況に応じて遊具等の修繕を適宜行っています。

今後、ほろしん温泉ほたる館において、自然体験型の遊び場の設置を検討していきます。

【今後の取組】

- 1) 子育て世帯や子どもたちのニーズを適切に把握し、必要に応じ遊び場の検討を行います。
- 2) 公園管理を適切に行い、安全に配慮した運営に努めます。
- 3) 自然体験型の遊び場の設置を検討していきます。

基本目標 5 仕事と家庭との両立の推進

① 仕事と生活の調和実現のための働き方の改革

仕事と生活の調和が実現した社会について、厚生労働省の指針では、「就労による経済的自立が可能な社会」・「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」・「多様な働き方・生き方が選択できる社会」という3つの条件が実現した社会であると定めています。

本町では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現をめざし、町全体の課題として今後も継続して取組を進めます。

ワーク・ライフ・バランスの実現をめざす取組

(産業創出課)

【現状と課題】

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

仕事と生活のバランスを考え、自分に適した仕事選びができる環境づくりを構築するために、令和元年度、ぬまわーくサポートデスク(沼田町無料職業紹介所)を開設しました。

町内各事業所と連携することで、働く場所の確保につながる取組を実施しています。

【今後の取組】

- 1) 各種制度等の広報・啓発をはじめ、普及啓発活動の推進に努めます。
- 2) 仕事と生活の調和の実現へ向けて、北海道、各事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に連携し、協力し合いながら取組を進めます。
- 3) ぬまわーくサポートデスク(沼田町無料職業紹介所)のPR活動とともに、積極的な活動の推進に努めます。

【現状と課題】

「仕事と生活の調和が実現した社会」実現は、厚生労働省の3つの条件をめざし推進するものですが、これらの実現が、子どもを生ま育てやすい環境づくりにつながっていきます。

本町では国・道との緊密な連携はもとより、町民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方等に関する意識改革を図るため、各種制度等の広報・啓発をはじめ、地域の実情に応じた取組を検討します。

仕事と生活のバランスを考え、自分に適した仕事選びができる環境づくりを構築するために、令和元年度、ぬまわーくサポートデスク（沼田町無料職業紹介所）を開設しました。

【今後の取組】

- 1) 各種制度等の広報・啓発をはじめ、普及啓発活動の推進に努めます。
- 2) ぬまわーくサポートデスク（沼田町無料職業紹介所）のPR活動とともに、積極的な活動の推進に努めます。

【現状と課題】

小学校就学前児童のいる働く保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園を利用できるよう、情報提供や相談支援等を行う事業です。

本町では、0歳児の子どもの保護者が認定こども園への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況がないように、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から認定こども園の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるように環境整備を進める必要があります。

【今後の取組】

産後の休業及び育児休業中における認定こども園の円滑な利用確保について、環境整備をしていきます。

② 父親育児参加への支援

仕事と育児を楽しみながら両立し、暮らしたいという意識の若い世代の父親がいま確実に増えています。

しかし長時間労働や育児の強制（プレッシャー）から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に苦しんでいる現実もあります。

父親が育児に積極参加することで、母親のストレスを減少させ、母親を取り巻くワーク・ライフ・バランスの改善にもつながります。

本町では、父親の育児参加を支援することで、家庭や地域で楽しく暮らし、子どもたちに安心と笑顔をもたらす地域をめざします。

父親育児支援事業

（保健福祉課）

【現状と課題】

地域子育て支援センターにおいて、父親教室事業を行っています。今後も本町で暮らす父親たちに対し、育児に関する情報を発信し、子育てに対する相談支援の体制を整え、支援する必要があります。

【今後の取組】

- 1) 各種制度等の広報・啓発をはじめ、普及啓発活動の推進に努めます。
- 2) 仕事と生活の調和の実現へ向けて、北海道、各事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に連携し、協力し合いながら取組を進めます。
- 3) 父親の育児参加を容易にするため、知識・手法を学べる場の提供に努めます。

基本目標 6 子どもの安全確保

安心して通園・通学・外出できる環境の整備

近年、通園・通学途中の子どもたちが、交通ルール違反や交通マナーの低下などにより交通事故の犠牲になっています。

また、最近では子どもが被害者となる事件が絶えません。

本町ではこうした事故や事件から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域の関係機関が連携・協力して子どもの安全確保に努めます。

安全確保対策事業（一斉メール送信事業）

（教育委員会）

【現状と課題】

不審者情報や気象情報、その他不測の事態に迅速に対応することを目的とし、登録する子育て世帯（保護者）へ携帯端末を利用した情報の一斉送信を実施しています。

今後も様々な利用に対応した取組が必要です。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続し、子どもたちの安全確保に努めます。
- 2) 情報の発信内容を検討し、適切な運用に努めます。

ぬまたっ子サポーター事業

（教育委員会）

【現状と課題】

地域で子どもの通学時の安全を見守るパトロール活動として、ぬまたっ子サポーター（通学路等パトロールボランティア）の養成及び活動の推進を図っています。

今後は、ぬまたっ子サポーターの増員と事業内容の検討が必要です。

【今後の取組】

- 1) 今後も街頭啓発活動等を継続して実施します。
- 2) ぬまたっ子サポーターの育成と増員に努めます。
- 3) 地域における活動の普及啓発活動に努めます。

【現状と課題】

小学校では「子ども110番の家」を地域に依頼し、協力が得られた家にはステッカーが掲げられ、児童生徒に地域の「子ども110番の家」の場所の周知を図っています。

今後は、事業の周知を徹底し、沼田町通学路安全推進会議（事務局：教育委員会）との連携の強化が必要です。

【今後の取組】

- 1) 地域と協力した取組を今後も継続実施します。
- 2) 沼田町通学路安全推進会議との連携強化を図ります。
- 3) 事業内容の周知を徹底するなど、普及啓発活動の推進を図ります。

【現状と課題】

沼田警察署等関係機関や地域の組織と緊密な連携を図りながら、子どもたちを犯罪から守るための活動を推進しています。

今後は関係団体との連携強化が求められます。

【今後の取組】

- 1) 沼田警察署等関係機関との連携を強化し、巡回強化に努めます。
- 2) 関係機関との連携強化を図り適切な事業展開に努めます。

【現状と課題】

小中学生登下校の通過点でもある国道沿線の町内会の協力を得て、地域の子どもたちが、昼夜安心して通学や往来ができるよう、安全で安心な地域づくりのために、安心安全マップを作成し、地域をつなぐ活動として捉え、関係町内会と協力し作成に取り組んでいます。

【今後の取組】

- 1) 安全マップの作成を継続して行います。
- 2) 事業のPR活動を行い、地域における活動の充実に努めます。

【現状と課題】

子どもの交通事故防止事業として、地域の子どもたちに交通ルールや交通安全への知識を伝える「子ども交通安全教室」を実施してきました。沼田自動車教習所にて認定こども園・小学校・中学校と連携し、楽しく、分かりやすく交通安全について指導します。

今後も地域における事故防止事業として継続が必要です。

【今後の取組】

- 1) 子どもの事故防止事業として継続実施します。
- 2) 教習内容を検討し、子どもたちにとってわかりやすい内容の提供に努めます。

スクールゾーン、キッズ・ゾーンの設定（新規）

（教育委員会・保健福祉課）

【現状と課題】

児童の通学路をスクールゾーンに設定するとともに、内閣府及び厚生労働省より各市町村において「キッズ・ゾーン」を設定し、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全確保を推進するよう通達があったことから、園児の交通安全のため、関係機関と連携してキッズ・ゾーンを設定します。

【今後の取組】

- 1) スクールゾーン、キッズ・ゾーンを設定し、児童と園児の交通安全に努めます。
- 2) 関係機関と連携し、スクールゾーン、キッズ・ゾーンの啓発活動を推進します。

社会を明るくする運動（深川地区保護司会沼田支部）

（保健福祉課）

【現状と課題】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、深川地区保護司会沼田支部により「社会を明るくする運動」を毎年7月に実施しています。

今後も青少年の非行防止と町民の理解を得るため、継続した普及啓発活動が必要です。

【今後の取組】

- 1) 活動の周知や普及啓発活動を今後も継続して実施します。
- 2) 就業支援センター等関係団体と連携し、青少年の非行防止活動を推進します。

基本目標 7 特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

① 虐待防止策の充実

児童虐待や家庭の環境不安など、子どもたちの養育・生活に関する相談に対応し、困難を抱える家族への対応・支援の充実が必要となっています。

児童虐待防止対策においては、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進するための普及啓発活動が求められます。また、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、要保護児童対策地域協議会の連携の強化が求められます。

本町では「沼田町要保護児童対策地域協議会」での予防・対応策を推進し、迅速に各窓口課等との連絡・調整を図りながら、適切に対応できるように努めます。

沼田町要保護児童対策地域協議会

(保健福祉課)

【現状と課題】

児童福祉法の規定に基づき、平成 17 年度に「沼田町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

保健福祉課を調整機関とし、構成機関は町の関係課、認定こども園、学校、児童相談所、民生委員、警察署等としています。必要に応じ、要支援児童等に関する情報交換や支援方策の協議を行い、個別ケース検討会議を定期的を開催しています。今後も支援対象案件の発生が懸念されることから、事業の継続と充実・連携・強化が求められます。

【今後の取組】

- 1) 要支援対象児童の早期発見に努め、子どもたちへの被害拡大を防ぐ取組に努めます。
- 2) 今後も様々な関係機関との連携強化を図り、担当職員及び関係機関の専門性強化を図りながら、保護や支援が必要な児童や家庭に最善な対応策が講じられるよう、当協議会の積極的な活用による連絡・調整を図ります。

【現状と課題】

専用の相談場所や家庭児童相談員は配置できていませんが、保健・学校・福祉の各分野の相談活動において、児童や家庭に関する相談に対応しながら、必要に応じ関係課、学校、民生委員、児童相談所などとの連携を図り、町全体で相談への適切な対応に努めています。

近年は子どもの発達・養育・家庭問題など、個別対応が必要な相談が増加しており、相談事業の拡充が求められています。

【今後の取組】

- 1) 今後も関係課が連携し、困難を抱える児童家庭への適切な支援に努めます。
- 2) 児童家庭相談の相談体制整備へ向けた検討を進めます。

② ひとり親家庭の支援（相談支援・経済支援）

現在、本町の18歳未満の児童のいるひとり親世帯は、減少傾向にありますが、18歳未満の児童のいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は一定の割合で推移しています。

本町では、母子家庭などひとり親家庭の自立支援を推進するため、今後も相談支援活動と各種制度の適正な利用を促進します。

ひとり親家庭への相談支援

（保健福祉課）

【現状と課題】

ひとり親家庭の自立を図るため、自立支援等の各種相談業務を行っています。

本町では、北海道が実施している、就労や子どもの就学などで資金が必要となったときに各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」についての相談や、各種手当申請書類の受付などを行っています。

【今後の取組】

今後も各種制度の説明及び各種手当の申請書類の受付等を行います。

児童扶養手当給付事業

（保健福祉課）

【現状と課題】

父母の死別や離別などの理由による、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

18歳に到達した後の最初の3月31日までの児童が対象となります（一定の障がいがある場合は20歳未満）。

【今後の取組】

- 1) 今後も適切な申請受理及び関係書類の受付を行います。
- 2) ひとり親家庭の経済的自立を図るため、対象世帯の適確な状況把握に努めます。

【現状と課題】

ひとり親家庭における保護者と子どもの医療費を助成しています。高校生以下について自己負担無料としています。

【今後の取組】

ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、今後も継続して実施します。

【現状と課題】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業は、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦を対象とした、自立支援のための貸付制度です。

貸付にあたっては、審査を行います。審査の結果、貸付が利用できない場合や希望の申請額に添えない場合があります。資金によっては子どもも連帯借主となり、償還（返済）をしていただく責任がることから、内容をよく理解して、協力して償還するよう注意を促しています。

【今後の取組】

今後も適切な申請受理及び関係書類の受付を行います。

③ 障がい児童・発達に不安のある児童のいる

家庭への相談支援体制の確保

障がいを持つ子どもたちや発達に不安のある子どもたちが将来的に自立し、社会参加する力を養う環境が必要です。

本町では保育・教育等に携わる者の専門性の向上や関係機関との連携で、各施策を総合的に推進します。

また、保護者へ事業利用に関する情報提供を行うとともに、発達に不安があり、支援を必要とする子どもたちが近年増加していることから、関係機関が連携して各種施策の有効活用を進めつつ、療育体制の充実に向けた検討を進めます。

療育支援体制

(保健福祉課)

【現状と課題】

本町には、児童福祉法に規定される児童発達支援等を実施する機関はありませんが、北空知1市4町で深川市療育センターを設置しています。

子育て世代包括支援センターが窓口となり、乳幼児健診時や認定こども園とも連携しながら、発達に配慮が必要な子どもの相談支援を行っており、必要に応じ、深川市療育センターや医療機関につなぐなど、可能な限りの支援につなげられるような取組を進めています。

【今後の取組】

- 1) 今後も関係課による連携を図り、専門機関の協力も得ながら、適切な支援の実施に努めます。
- 2) 療育から就学前の教育・保育、学校教育など成長段階に応じた切れ目のない支援体制をめざします。

【現状と課題】

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施する「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」については本町には事業所がないため、近隣の事業所を利用しています。

今後も、児童発達支援等の専門施設との連携を図り、療育体制改善に向けての検討を進めることが課題となっています。

【今後の取組】

- 1) 今後も関係課による連携を図り、専門機関（事業所など）の協力のもと、適切な支援の実施に努めます。
- 2) 障がい福祉サービスを含む成長段階に応じた切れ目のない支援体制をめざします。

【現状と課題】

障がいを持つ子どもたちや、発達に不安のある子どもたちを支援する「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」等のサービスを利用する際の子育て世帯の自己負担分を本町にて負担しています。

今後も地域で生活するために必要な支援です。

【今後の取組】

利用者負担額の無料化を継続して実施します。

【現状と課題】

各小・中学校に「特別支援教育コーディネーター」を配置し学校内での連携を図るとともに、学校、保護者、関係機関による協力体制の構築を図っています。

また、児童生徒の特性に合わせ「個別の支援計画」を策定し、適切な支援となるよう努めています。

また、特別支援教育を推進するため、小学校に本町が任用した「特別支援教育支援員」の配置を行い、児童生徒へのきめ細やかな対応に努めています。

「特別支援教育連携協議会」では、学校や関係機関との連携強化や特別支援教育の推進に向けた体制整備についての検討・協議を行っています。北海道立特別支援教育相談センターとも連携し、個別の相談についても対応できる体制を確保しています。

【今後の取組】

就学前・小学校・中学校の連続性を踏まえ、個々の子どもの特性を見極め、子育て世代包括支援センター、その他の関係機関などとも連携しながら、特別支援教育の一層の充実をめざして取り組めます。

【現状と課題】

児童相談所は、北海道の相談機関として、子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供しています。

判定業務、相談・指導には、児童福祉司、臨床心理士などの専門の職員が当たっています。障がい児童について、療育手帳取得判定業務や生活指導などを児童相談所が相談支援を行っているケースがあります。

年に2回程度、児童相談所職員が健康福祉総合センターで判定、相談、指導を行っています。

【今後の取組】

今後も児童相談所との連携を図り、支援の必要な子どもたちと保護者に適切なサービスを提供します。

特別児童扶養手当給付事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

国の制度に基づき、心身に障がいのある 20 歳未満の子どもを扶養している保護者に「特別児童扶養手当」を支給しています。北海道が事業を実施していますが、申請書等の受付は、本町が行っています。

【今後の取組】

今後も関係課と連携しながら、対象となる家庭の的確な状況把握と申請の斡旋に努めます。

障がい児福祉手当給付事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

国の制度に基づき、重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給しています。

【今後の取組】

今後も関係課と連携しながら、対象となる家庭の的確な状況把握と申請の斡旋に努めます。

障がい児への医療費助成

(保健福祉課)

【現状と課題】

「重度心身障がい者医療給付事業（身体障がい者手帳 1・2 級、3 級の一部、療育手帳 A の交付を受けた者等）」、「育成医療事業（18 歳未満が対象）」等により、障がい児の医療費を助成しています。

【今後の取組】

障がい児の健康増進、障がいの除去や軽減、保護者の経済的支援を進めるため、今後も継続して実施します。

【現状と課題】

在宅の障がい児や発達に配慮が必要な児童が、療育訓練のため町外の児童発達支援事業所等や関連機関等（療育センター、放課後デイサービス、旭川肢体不自由児総合療育センター等）に通所する際の交通費を助成しています。

【今後の取組】

町内に受入可能な施設がなく、時間をかけて町外施設に通わざるを得ない親子にとって、交通費の負担が必要な指導・訓練を受けることの妨げとならないよう、今後も継続して実施します。

【現状と課題】

町内に住む難病（北海道指定疾患医療給付事業実施要綱の対象となる疾患）の治療をされている人で、次の項目のいずれかに該当する場合（生活保護を受けている方は除く）に通院費を助成しています。

※特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証のいずれかをお持ちの人。

※難病の治療のため町外の病院等に通院している人

また、人工呼吸器を装着するなど日常的に医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう総合的な支援体制の構築が求められています。

【今後の取組】

- 1) 町内に治療可能な医療機関がなく、時間をかけて町外医療機関へ通院せざるを得ない人にとって、交通費の負担が必要な難病治療の妨げとならないよう、今後も継続して実施します。
- 2) 医療的ケアが必要な障がい児への支援については、広域的な連携も含め、支援体制の構築に向けた検討に努めます。

【現状と課題】

障がい児が日常生活を送るうえで必要な移動等の確保や、将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、支給する制度です。本町では国が定める基準に準じ、支給しています。

【今後の取組】

身体機能を補完・代替する用具は生活するうえで必要不可欠な用具であり、日常生活の妨げとならないよう、今後も継続して支給します。

【現状と課題】

障がい児の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与することなどにより、福祉の増進に資することを目的として必要な用具を支給する制度です。

国が定める基準を考慮し、本町で決定のうえ、支給しています。

【今後の取組】

日常生活をより円滑に送るための用具は生活するうえで必要不可欠な用具であり、日常生活の妨げとならないよう、今後も継続して支給します。

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

本町は、認定こども園、学童保育所などについて利用者の居住地区に関わらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用できる状況にあります。

また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、町全体をひとつの提供区域に設定し、計画を推進します。

子ども・子育て支援法第61条第2項では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育、保育の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な状況、学校教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

2 教育・保育提供実施期間の設定

本計画において、教育・保育提供区域ごとに事業の必要量を算出することとなっており、また、事業内容や実施時期をあわせて示すこととされています。

本町では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制の確保の内容・実施時期」を、計画期間の各年度別に計画します。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における乳幼児期の「教育・保育の量の見込み」を次のとおり定めます。

実績値

単位：人

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	沼田保育園 沼田幼稚園	沼田認定 こども園	沼田認定 こども園	沼田認定 こども園	沼田認定 こども園
1号認定	14	10	9	12	18
2号認定	19	24	35	34	35
3号認定	0歳	2	2	1	4
	1、2歳	10	13	25	24
計	43	49	71	72	81

各年 4 月 1 日現在

量の見込みと確保の内容

単位：人

設定区分	令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年			令和 5 年			令和 6 年					
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号			
①量の見込み	17	34	29	18	37	28	16	36	29	17	39	29	15	37	28			
②確保 の内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園			17	34	29	18	37	28	16	36	29	17	39	29	15	37	28
	特定地域型保育			/	/	0	/	/	0	/	/	0	/	/	0	/	/	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

量の確保方策

■ 沼田認定こども園

	支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	保育時間
幼稚園機能部	1号認定 (定員 20人)	3～5歳	なし	8:30～14:30
保育所機能部	2号認定 (定員 40人)	3～5歳	あり	(保育標準時間) 7:30～18:30
	3号認定 (定員 20人)	0～2歳 ※0歳児は生後6か月 経過後	あり	(保育短時間) 8:00～16:00

■ 特定保育型地域事業：設定無

4 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を次のとおり定め、量の見込みに対応するよう、以下の事業ごとに確保方策を設定します。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (7) 一時預かり
- (8) 延長保育事業
- (9) 病児病後児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子ども・子育て支援制度においては、子ども・子育てに係る情報提供や相談等を行うコーディネーターを配置するなどの対策が市町村に求められていますが、本町では「保健福祉課子育て支援推進室」と「沼田町地域子育て支援センター」にて相談及び情報提供を行うとともに、関係各係からの情報提供・相談を行っています。

実績値

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：か所

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—
② 確保の内容	—	—	—	—	—
②－①	—	—	—	—	—

注：コーディネーター等を配置している個所数

量の確保方策

本町では、子ども・子育てに係る情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を「保健福祉課子育て支援推進室」と「沼田町地域子育て支援センター」で対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て世帯交流の場の提供、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報提供のため、子育てに関する講習会等を開催し、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

本町では、沼田町地域子育て支援センターを中心に、親子交流の場や情報提供、相談・援助を行っています。

令和元年6月に「子育て交流広場」が完成し、事業は主に交流広場で実施しています。

実績値

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	745	907	788	852	823

注：年間延べ利用者数

量の見込みと確保の内容

単位：人回／年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	1,548	1,488	1,464	1,404	1,344
② 確保の内容	1,548	1,488	1,464	1,404	1,344
施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②－①	0	0	0	0	0

注：アンケートのニーズ調査をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

今後も内容等の見直しを行いながら、家庭教育・相談支援・交流の場の提供・育児情報の発信に努めていきます。

(3) 妊産婦健康診査

妊婦の健康状態を確認するための問診や血液検査、超音波検査など 14 回分、産後 2 回分の妊婦健康診査費用を公費で負担する事業です。

本町では、母子健康手帳の交付を受けた妊婦に、母子ともに健康で安心安全なお産を迎えられるよう健康診査費用を全額助成しています。

いずれも出産まで未受診の方はおらず、母子健康手帳交付後の妊産婦健診は定期受診ができています。

実績値

単位：人・回／年

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
人数	25	24	32	16	17
健診回数	157	202	224	178	190

量の見込みと確保の内容

単位：人・回／年

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	① 人数	16	16	14	14	14
	健診回数	224	224	196	196	196
確保の内容	② 人数	16	16	14	14	14
	健診回数	224	224	196	196	196
②－①		0	0	0	0	0

注：量の見込みの健診回数は、妊婦健診を 14 回受診するとして算出

量の確保方策

今後も受診勧奨に努めます。

(4) 新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに、乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握や助言を行い、適切なサービス提供につなぐことで子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

本町では、保健師に助産師が同行し、産後1か月以内を目安に訪問支援しています。また、養育に困難を抱えるケースには、継続支援し、必要に応じて関係機関と連携を図ります。

実績値

単位：人／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	18	15	19	17	17

量の見込みと確保の内容

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	16	16	14	14	14
② 確保の内容	16	16	14	14	14
②－①	0	0	0	0	0

注：量の見込みは、全戸訪問（100%）するものとして算出

量の確保方策

今後も継続実施します。

(5) 養育支援訪問事業

新生児訪問事業の結果から、養育が困難なケースには個別に継続支援します。

保健師による専門的な助言指導に加え、養育支援ヘルパーによる育児支援等、個別支援計画を策定したうえで対応していますが、その対象者は増加傾向にあります。

実績値

単位：人／年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	0	0	0	1	1

量の見込みと確保の内容

単位：人／年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

注：量の見込みは、この間の実績から算出

量の確保方策

専門職の稼働時間確保と支援内容の精査が必要です。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで子どもを預かる事業です。

本町においては、現在実績はなく、量の見込みは行いませんが、養育支援ケースの増加が見込まれることから、今後の体制整備が課題です。

実績値

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—
② 確保の内容	—	—	—	—	—
②－①	—	—	—	—	—

(7) 一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、社会福祉法人 沼田保育園（沼田認定こども園）に業務委託を行い、認定こども園に入園していない就学前までの子どもを預かる「一時預かり事業」を実施しています。

実績値

単位：人日

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
一時預かり事業 (幼稚園)	—	—	—	—	—
一時預かり事業 (幼稚園以外)	428	180	0	0	

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	1,621	1,706	1,634	1,691	1,607
幼稚園	1,031	1,112	1,052	1,132	1,072
幼稚園以外	590	594	582	559	535
② 確保の内容	590	594	582	559	535
②－①	－1,031	－1,112	－1,052	－1,132	－1,072

注：アンケートのニーズ量をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

現在の一時預かり事業を継続して実施します。在園児を対象とした一時預かり事業については行いません。

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育園等の利用日及び利用時間以外の日及び時間（11時間超え）において、認定こども園、保育所等の施設を使い保育を実施する事業です。

沼田認定こども園では、午前7時30分から午後6時30分（11時間）までの保育を実施しており、延長保育事業は行っていません。

実績値

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	22	22	21	22	21
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	-22	-22	-21	-22	-21

注：アンケートのニーズ量をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

沼田認定こども園における柔軟な対応によりサービスが実施されており、延長保育事業は、保育士確保と利用者数の推移を見ながら検討が必要です。

(9) 病児病後児保育事業

病気または病気回復期の児童を、保護者の勤務や傷病等のやむを得ない事由により家庭で育児が困難な場合に、一時的に保育する事業です。

本町では現在、保育用専門スペースの確保、看護師の常駐などの課題から事業の実施には至っていません。

実績値

単位：人日／年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人日／年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	219	223	215	219	208
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	－219	－223	－215	－219	－208

注：アンケートのニーズ量をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

医療連携体制が課題となっていることから、広域実施等を検討します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

主に就学前児童のいる保護者を会員として、会員同士で送迎や放課後等の預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

本町では、現在登録されている会員はいるものの、事業実績はありませんが、子育て負担の増大や、困難を抱えるケースが増えていることから、令和2年度に大きく見直す予定です。

実績値

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	312	312	312	312	312
② 確保の内容	312	312	312	312	312
②－①	0	0	0	0	0

注：アンケートのニーズ量をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

事業の見直しと再構築を図り、改めて事業周知に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に、小学校に併設された学童保育施設「こどもつくる」を利用して適切な遊びや生活の場を提供することで、その健全な育成を図る事業です。

実績値

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 実績見込み
事業実績	46	39	44	42	34

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	35	33	36	43	39
小学 1 年生	7	8	10	6	10
小学 2 年生	10	9	10	14	9
小学 3 年生	6	6	6	6	9
小学 4 年生	3	4	4	6	4
小学 5 年生	6	4	5	8	5
小学 6 年生	3	2	1	3	2
② 確保の内容	35	33	36	43	39
②－①	0	0	0	0	0

注：アンケートのニーズ量をもとに国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（ワークシート）を用いて算出

量の確保方策

今後も適切な事業運営に努めるとともに、児童の健全育成事業の拡充を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入費、行事参加費等を助成する事業です。

本事業が保護者の経済的負担の軽減につながる有効な手段であると判断した場合は、事業実施に向けた検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業検討を行います。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制整備と関係機関との連携体制

(1) 町民や地域関係団体との連携

町民や地域関係団体等の参画により、行政も含めた一体的な「第2期 子ども・子育て支援事業計画」の推進を目指します。

(2) 庁内での連携体制

関係課が連携し、「子ども・子育て支援事業計画」を推進します。また、必要に応じ庁内関係課による推進会議を行い、今後も各種施策の検討・推進にあたります。

(3) 広域連携による推進体制

本計画は、国の基本指針及び、北海道が定める「北海道☆子ども未来づくり北海道計画」を踏まえ、国・北海道が行う支援策を有効に活用するとともに、近隣市町とも連携を図り、本町単独では実施できない事業についても検討し、計画の推進にあたります。

2 計画の達成状況点検及び評価

(1) 進捗状況の点検及び評価

基本理念と目標の達成を目指し、計画の進捗状況、計画の見直しを図る事等を目的とした「子ども子育て会議」を年1回程度開催し、計画の進捗状況の点検及び評価を実施します。

(2) 課題の解決について

計画で設定した内容について、課題があれば「子ども子育て会議」などにおいて、その内容を検討し、実施の可否も含めて具体的な方策を検討します。

(3) 計画の見直し

今後も利用者のニーズの把握に努め、「子ども子育て会議」などの場において、柔軟に計画の見直しを行う協議を実施してまいります。

沼田町第2期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行者：北海道 沼田町

編纂：保健福祉課

〒078-2202

北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号

電話：0164-35-2120 ファクシミリ：0164-36-2005

E-mail：hoken@town.numata.lg.jp